

福祉文教委員会会議録

令和6年11月12日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 17:50

【 案 件 】

1. 図書館について
2. 虐待の予防事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(令和5年度分)について (教育総務課)
2. 財産の取得(小学校教師用指導書)に係る不適切な事務処理について (学校教育課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

市長から、治水事業促進全国大会及び治水事業促進に関する要望活動のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承願います。

「図書館について」を議題といたします。先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について執行部の説明を求めます。

○生涯学習課長

前回、8月6日開催の本委員会において要求のありました資料につきまして、資料1として提出しましたので、当該資料について補足説明させていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。子ども図書館に関する各委員会での意見及び対応について、一覧表にまとめた資料でございます。

1ページをお願いいたします。子ども図書館整備等検討委員会につきまして、こどもたちや親子などで楽しく過ごせる読書環境やそのために必要な設備・機器のほか、館内レイアウト、スペースやスタッフの配置場所、さらには常設展示ブースの活用方法や学習スペースの確保等に係るご意見、ご要望に対して、設計上での対応状況や今後の方針等について説明、回答させていただきます。

3ページをお願いいたします。図書館運営協議会につきまして、図書館の利用対象者や運営方法、役割のほか、一般市民や子育て団体、学校等からの意見聴取、駐車場や館内設備を含めた施設内外のあり方や充実を求めるご意見、ご要望に対して、設計上での対応状況や今後の方針等について説明、回答させていただきます。

4ページをお願いいたします。本委員会につきまして、主なご意見に対する現在の対応状況や考え方等についてまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、案件1をお願いいたします。今回は「公共図書館の子育て支援サービスの取組について」、提出いたしました資料に基づき説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。公共図書館において子育て支援サービスを実施することの意義や、その方向性等を定めた基準、計画を抜粋したものでございます。図書館法第7条の2に基づき定められました、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を踏まえ、図書館は図書館法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならないとされております。その中でも、乳幼児とその保護者の図書館施設の円滑利用と専用スペースの確保等に努めること、さらには子育てに関する資料及び情報の整備や提供、乳幼児向けの図書及び関連資料や情報の整備や提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施等について規定されております。また、「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画」におきましても、読書活動を通じて、学校・家庭・地域が連携したこども・若者の健全育成を推進するために、市立図書館の役割としての資料収

集や各種事業の実施、スタッフやボランティア育成等について規定しております。

次に、2ページをお願いいたします。図書館の子育て支援サービスに関して、施設等における本市立図書館の現状などをまとめた資料となっております。子育て情報コーナーとして、各団体からの情報に係るポスター・チラシの掲示等を行う特集スペースの設置や、おはなしコーナー内に子育て支援に関する書籍やおすすめ絵本の紹介冊子等を配架しているほか、小さなお子様連れの方の来館を念頭に置いた各種スペース・設備の設置とともに、担当スタッフによる資料選定、講座等の開催、関係機関や関係者との協議を行っているものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。図書館の子育て支援サービスに関して、事業等における本市立図書館の現状などをまとめた資料となっております。ブックスタート事業については、絵本を通して親子が触れ合う時間の大切さを実感してもらうために、平成20年8月より開始いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団健診（4か月健診）会場での手渡しができなくなったため、令和4年度より、「赤ちゃんすくすく元気訪問」、または「新生児訪問」時に、保健師等から手渡しいただくように変更しております。また、ブックスタートフォローアップ事業として、ゆめタウンの会場で行われる育児相談に毎月1回、図書館スタッフが参加し、絵本の読み聞かせ等を実施しているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。おはなし会に係る昨年度の実績資料となっております。おはなし会につきましては、各館ごとにボランティアの協力もいただきながら実施しておりますが、資料に記載しておりますとおり、赤ちゃん向けのおはなし会のほか、定期的子育て支援センター等との連携、協力をいただき実施しているものでございます。なお、参加人数につきましては、コロナ禍前の実績まで回復しておりませんので、親子のコミュニケーションを図るツールとしても重要な読み聞かせを推奨するためにも、その内容・実施方法等がより充実したものとなるように、今後とも図書館と関係団体の協議、検証を推進してまいります。

次に、5ページをお願いいたします。子育て支援講座及び団体貸出しに係る昨年度の実績や実施内容等に関する資料となっております。子育て支援講座につきましては、親子の触れ合いや絆を深める、こどものコミュニケーション力や感受性を高める場としても重要であると考えており、毎年度3回程度実施しておりますが、参加者の満足度や人気も高い事業であるため、今後の継続実施及び内容の充実を図ってまいりたいと思います。また、団体貸出しにつきましては、各学期単位での小中学校への貸出しのほか、街なか子育てひろばへ貸出しを行うとともに、保育園・幼稚園等を対象として、前期・後期単位での図書館スタッフ選定による絵本セットの貸出しを行うことで、各施設における活動をサポートしております。

最後に、6ページをお願いいたします。その他、こどもたちの成長段階に応じた体験活動等を通じて、将来を見据えた、社会全体への関心、社会活動への参加を推進するための事業として、先ほど申し上げました小中学校向け団体貸出しのほか、一日図書館職員体験や各種見学、体験事業の令和5年度実績を記載しておりますので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、追加要求資料及び「公共図書館の子育て支援サービスの取組について」、提出資料の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

一点、確認させてください。この団体貸出しなんですけれども、何か規定等はございますでしょうか。団体貸出しに関して、何か相手方等への規定などはございますか。

○生涯学習課長

団体貸出しにつきまして細かい規定を設けているところではございませんけれども、学期ご

とに、学期の初め、学期の終了時に貸出し・返却の作業を行っていただいているところがございます。また、その選定につきましても、特に規定はございませんけれども、学校図書館司書の皆様が図書館に赴いて、自由に選定をいただいているところがございます。

○藤堂委員

規定もないということですので、もし、これは需要があるか分かりませんが、子ども食堂とかに貸出しするみたいなことも、今後、検討していただければなというふうに思います。というのも、国が出している先進地の事例とかのほうにも載っておりましたので、可能であれば、需要があるかどうか分かりませんが、そういう所への貸出しも一度考えていただければというふうに思っています。

次にですけれども、数は多くないんですが、私のほうに中央図書館の駐車場の料金に関して、本を探していたら、すぐに無料の時間、1時間がすぐに過ぎちゃうというので、数は多くないんですが声が届いたりするんですけれども、この辺の課題等に関してはどうでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、時折、図書館の利用者の皆様から駐車場の利用についてはご意見、ご要望をいただいているところがございます。今までも駐車場管理の所管課を含めて協議したところがございますけれども、1時間以上の利用につきましては、図書館の駐車場の利用が1時間を超えれば4時間といった規定になっておるところもございまして、それを1時間、2時間と細かく分けるという駐車場の利用方法につきましてもできない状況でございますので、そういったご要望があるということは重々念頭には置いておりますけれども、どこまで図書館利用者の方に減免する等も含めて、他の事業の関係等もございまして、今後とも関係課という対応を協議してまいりたいとは考えております。

○藤堂委員

ぜひ、よろしく願います。令和5年度の特別会計を見たら、あと7600万円ぐらい返していかないといけない、駐車場自体がですね。なかなか金額が残っているので、単純に減免してほしいみたいなことは私も言えませんけれども、ぜひ、本を借りたいということもたちに対して、時間制限が少しはあっていいと思うんですけど、もう少し幅を広げられるのであれば、考えていただければというふうに思います。

次に、何か今後こういうのをやってみたいという本に関してのイベントだったりはいかがでしょうか、担当課において。というのは、本を読むというのは皆さんはやってこられたし、行動としては能動的けれども、本を書いているわけじゃないので、本を書くみたいところで、一定数の需要があれば子どもたちが書いた本を出すみたいな、そういう前向きな突拍子もないイベントをただ思いついただけなので、能動的に何か参加するみたいな形で、今後、イベント等を図書館と連携してやっていただければと思っていて、人も限られているのであまり無理も言えませんけれども、そういったことも面白いなあというふうに単純に思っただけです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

もし、過去のこの委員会での議論の中で重なってしまっていたらご容赦ください。改めての質問になるかもしれませんが、まずもってなんですけど、今回、「各委員会での意見及び対応について」ということでいろいろまとめていただいていますけど、この中で子ども図書館の整備等検討委員会からいろいろな意見や要望等が出ておりますけど、そもそもの質問なんですけど、この子ども図書館の整備をしようとするに至ったそもそものきっかけでありますとか経緯でありますとか、そういったところからまずお示しいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:15

再開 10:16

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

まず、子ども図書館の建設の経緯でございますけれども、合併してすぐでございますけれども、平成21年から22年にかけて、飯塚市議会の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会におきまして、1市4町合併後の市立図書館の在り方について、審査等があったものでございます。その後、平成22年9月17日でございますけれども、地元の穂波の自治会連合会の穂波支部や穂波地区の公民館連絡協議会より、飯塚市立穂波図書館の在り方に関する要望書が提出されたものでございます。その要望の内容といたしましては、穂波地区を庄内図書館のような充実は望まないけれども図書館としての存続を希望するものと。その中でもう一点が、小さな子どもやその保護者の利用を中心とした子ども図書館への移行を希望という要望書が出てきたものでございます。

続きまして、ちょっと間が空きますけれども、令和2年12月に開催されました総合教育会議におきまして、子ども図書館の設置や検討、穂波図書館の子ども図書館への移行につきまして、協議が行われたものでございます。その後、令和4年7月に、この子ども図書館整備等検討委員会が設置に至りまして、子ども図書館の詳細に係る審議をいただいておりますこととなりまして、昨年度、令和5年度には、子ども図書館建設に係る設計業務委託等も進めてきたところでございます。以上、簡単ではございますがそのような感じでございます。

○永末委員

確認ですけれど、まずもって穂波図書館を子ども図書館に整備しようというふうを考えるに至ったきっかけとしては、地元の穂波地区の自治会連合会からの要望に具体的な子ども図書館にしてほしいというふうな要望が記載してあったので、まずそれがきっかけになったというふうな認識でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○永末委員

この要望書というのは、現在行っている審査の中で示されたことはありましたか。

○生涯学習課長

自治会から出されました要望書そのものについては、こちらの委員会等を含めて提出したことはございません。

○永末委員

そもそもなんですけど、これをまず一点、確認したいと思いますので、資料要求の取り計らいを委員長のほうでお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:20

再開 10:23

委員会を再開いたします。

ただいま、資料要求がありましたが、一旦、保留させていただきます。

○永末委員

まず、要望書があったというのがひとつ大きなきっかけということでしたけど、もう一点は何と言われましたか。要望がまずあったというのと、もう一つぐらい先ほど答弁されたかと思うんですけども、ちょっと書き漏れました、すみません。

○生涯学習課長

平成22年に先ほど申し上げました要望書が提出された後、ちょっと間があきましたけれども、令和2年12月に開催されました総合教育会議におきまして、子ども図書館の設置検討、あと穂波図書館の子ども図書館への移行について協議が行われたものでございます。そしてそのあと、令和4年7月に子ども図書館整備等検討委員会が設置されたという流れでございます。

○永末委員

総合教育会議というところに議題が上がってきたという感じになるんですか。その総合教育会議というのは、教育委員会の中の会議か何かになるんですか。

○生涯学習課長

総合教育会議につきましては、申し訳ございません、細かい規定は今私の手元にはないんですが、教育委員会内部だけではございまして、市長をはじめといたしまして関係市長部局と当教育委員会が出席の下で行っている会議というものでございますので、教育委員会の中だけの会議ではございません。

○永末委員

令和2年ですので、そのときは片峯前市長の頃かと思うんですけど、総合教育会議という、教育委員会とそのほかの機関がいろいろ集まって、例えば、片峯市長のほうからこういうのを検討してほしいというふうな議題の提案があったみたいな感じなんですか。

○教育部長

総合教育会議というのは、私もはっきり名前は覚えていないんですけども、いわゆる、法律に基づく、首長部局と教育委員会のほうが事務の執行、その他もろもろについて協議調整を行う場ということで位置づけられております。

その中で、協議調整を行う事項として、子ども図書館ということで、たしか議題に上がって、そこで、教育委員会の教育委員さんをはじめ、教育長以下、また、市長部局のほうも市長以下の関係部署の出席によって、協議調整を行っているところでございます。

○永末委員

何となく分かりましたけど、その中でそういうふうなものが出てきたということで、それと今回は検討委員会からの意見から入ってきましたけど、その後に子ども図書館整備等検討委員会というのが立ち上がったということかと思うんですけど、そもそもこの検討委員会というものは何に基づいてこれが立ち上がったのか。例えば、各種審議会とかであれば条例改正とかで設置される、我々議会のほうに諮られて。民主的なプロセスの下で設置されていくかと思うんですけど、検討委員会というのはそもそもどういった形で発生したのかというのを説明していただけますか。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会につきましては、もともと法定の審議会とか附属機関ではございません。この子ども図書館を整備するに当たって、その内容・整備に関して、子ども図書館の在り方、方向性、具体的施策について、幅広くいろいろな方から意見を聞くために設置したものでございますので、何かの条例や法律に基づいて設置したものではありません。あくまでも子ども図書館の整備に関しての内容を進めていくために独自に設置した委員会という位置づけかと考えております。

○永末委員

全く何の裏づけもない委員会ですか。何か要綱なりそういったものに基づいて立ち上がったものじゃないんですか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。当然、この整備等検討委員会につきましては、その設置に当たり要綱等を定めまして、具体的内容や組織等を含めたところを規定したところでございます。

○永末委員

要綱ですね。要綱なので、内部的に市役所の組織の中での要綱として決められて、その要綱の中に検討委員会の規定が入っているというふうなことかと思うんですけど、この検討委員会はこれまで何回ぐらい開催されていますでしょうか。

○生涯学習課長

検討委員会の実施につきましては、令和4年度が5回、令和5年度に2回、合計7回の実施でございます。

○永末委員

令和6年度はもう実施されていないくて、令和4年度と令和5年度の7回で、ある程度、検討委員会としての審議事項がないというか、もう検討委員会自体が解散になっているのか、そのあたりは説明していただけますか。

○生涯学習課長

令和4年度と5年度の会議におきまして、内容等を委員の皆様からご意見をいただいたところで、この要綱自体も令和6年3月付で失効している状況でございますので、意見をいただいた令和5年度の会議をもって会議を終結したところでございます。

○永末委員

最後の質問にさせていただきます。この検討委員会の中で、過去7回の審議があったということなんですけど、この要綱は私もインターネットで調べましたら出てきましたので、どういった方で構成された検討委員会かというのは分かったんですけど、一点、やはり検討する中で、どうしても私の視点だと、財政的な視点という、今、飯塚市が置かれている財政の状況というのも一方でどうしても頭の片隅に生じてくるんですけど、そういった市の財政の状況というのがこの検討委員会の中で質問として出されたり、検討委員会での資料としてそういったものを提示したとかということはありませんでしょうか。

○生涯学習課長

検討委員会につきましては様々なご要望やご意見をいただいておりますけども、財政面に関するご意見等は、たしか7回の中でもそういったご意見は出ていなかったと記憶しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:35

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。先ほど、永末委員から要求がございました資料については提出できますか。

○生涯学習課長

準備が整い次第、提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、永末委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に対し、資料の提出を後ほど求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今の答弁を伺いまして、総合教育会議で協議調整を行った後に、その中で検討委員会ができましたということでした。そのときの子ども図書館について、この検討委員会に検討してもらうときに、子ども図書館を造りたいので何かいろいろご提案をくださいというようなやり方なのか、飯塚市としてこういった物を造りたいので、これに基づいて検討していただきたいとい

うような形でお願いする方法があると思うんですが、どのような形でお願いされたんでしょうか。

○生涯学習課長

この委員会の設置要綱にもありますとおり、子ども図書館の整備を前提としたところで、この委員会の皆様にご審議いただいたところでございます。

○兼本委員

それは分かるんですよ。それは当然でしょう。

飯塚市としてはどのような子ども図書館の方向性というか、コンセプトと言ったらいいのか、どういうふうにしたいからこういう形で検討してほしいというふうに言われて、提案を求めたのか。整備をしたいので、皆さんはお詳しいでしょうからどういうふうにしたらいいんでしょうかということでしたのか。どちらなのかということをお伺いしているんですけど。

○生涯学習課長

この検討委員会は当初、具体的なイメージを持っていたものではございませんので、委員の皆様から広く意見をいただくためにご意見をお伺いするような機会の場にしたものでございます。

○兼本委員

それで検討委員会が令和5年度に終わったわけです。そうすると、そこでいろいろなご意見や要望が出ました。今度は初めて具体性が出てくるわけですよ。これは教育委員会としてどのように子ども図書館を考えたのかということをご答弁いただければと思います。

○生涯学習課長

子ども図書館の整備につきましてもこの検討委員会の中で皆様のご意見やご要望をいただいたところで、それに対する対応を図りながら進めたところでございます。その中でも、子ども図書館を整備する重要性といいますか、もともと子ども図書館を設置する目的、こどもと保護者の安心・快適な読書環境など、いろいろな理由に基づいて必要な物であるという前提の下、子ども図書館を推進していこうとして、この検討委員会も含めて皆様にご審議いただいたところでございます。その中で、子ども図書館をどうするべきかについては、まだ実際のところ実施の方向性等が細かく決まったところではございませんけれども、その実施に当たってこういう子ども図書館を造りたいというイメージを持って、教育委員会の中でも進めたところがございますし、今後のことにつきましてはまた改めて検討が必要かとは考えております。

○兼本委員

教育長、すみません、検討委員会ができたわけですよ。ご意見をいただいたわけですよ。図書館を造りますとなったときに、市としては検討委員会の要望や様々なご意見を聞いて、どういった物を造るというものは全く考えていないというふうに、私は聞こえたんですけど、そういうことでよろしいんですか。

○教育部長

まず、子ども図書館という名称ですけれども、中身はどういった物かというふうなことのご質問だと思う、市の考え方としてですね。どういった子ども図書館なのか、こちらのほうにつきましては、先ほど課長のほうで説明しました令和2年12月の総合教育会議、そして令和4年7月の子ども図書館整備等検討委員会の間に、当時片峯市長の再選がございまして、片峯当時市長のマニフェストの一つとして子ども図書館の創設というのがございました。そのとき、政策としましては穂波図書館を子ども図書館として全面改修して、こどもや子育て世帯が集える場所という大きな方向性が出ました。さらにそこから総合教育会議の中においては、就学前くらいの年齢のこどもたちが来て親子で本を読んで楽しめるスペースとともに、子育ての参考資料だとか、子育て中の方がそのときに来て、いろいろなお話ができるようなスペースというのを設けてほしいと、いろいろと有識者の方から具体的なリクエストも受けておりますと、そ

ういったものが総合教育会議の中でお話をされております。こういった条件を踏まえた中で、検討委員会のほうにはそういうふうな子ども図書館にしたいと、いろいろなご意見をいただきたいということで、検討を進めていった次第でございます。

○兼本委員

具体的に言うと、子育てにある程度特化したということ。それと、子育てのための一つの利用サービスとしてこの図書館を造っていききたいということでもいいんですか、今の答弁は。もうちょっと具体的に言っていただいきたいと思うんですけども。

○教育部長

端的に申しますと、今、委員が言われているとおり、こどもや子育てを中心に据えた図書館であるということで考えています。

○兼本委員

そうしたら、今、こういう要望が出ました。これから行っていこうとする場合には、設計とかに入っていくんでしょうけど、予定としてはいつ頃からのことで考えてあるんですか。

○教育部長

先ほど委員も申されましたとおり、この検討委員会のほうで具体的にこどもや子育てを中心とするような図書館であるためにはどういった空間がいいのかというご意見をいただいた中で、実施設計のほうを令和5年度に行っております。ただ、実施設計のほうを令和5年度に行っておりますけれども、さらに内容やソフト面を充実させるということで、令和6年度、今年度についてはブラッシュアップ期間ということで検討のほうを行っていた次第ではございます。ただ、今後の建設につきましては、まだまだ市長部局のほうとの協議が必要ではなからうかというふうに考えているところです。

○兼本委員

今回、この資料を頂きました。各委員の意見とかにどういうふうに対応していくかといったところで、まだ、検討中、検討中、検討中と、検討中がすごく多いんですね。さっき言ったようにこどもや子育てに特化した事業としてこの図書館を造っていくと書いていらっしゃる割には中途半端じゃないかなと。今、まだ設計まで行く段階ではないのではないかというふうに私は思っています。まずはこの検討委員会の内容を確認したところで打合せをしていかないといけないところがまだたくさんあるんじゃないかと。そっちが先ではないのかと思っています。

だって、ワークショップも行いたい、これから開催しますと言われてはいるけれども、どうされますか。その施設をもう設計しているけど、そこに対して実際に使われたいというから、こうしてほしい、ああしてほしいということが出てきたときにどうされるかとか、そういったこともあるわけだから、ある程度全て終わらせた後にもう一回考えたほうがよりよい物ができるのではないかというふうに思いますが、このまま進めていかれるのか、先ほど言いましたように、飯塚市が本当にどういうふうなイメージを持ってこの図書館を造っていくのかというところは、僕ははっきりと分からない、現状では。答弁ではそこまで熱い気持ちというのがよく分からないところもありますので、もう一度、やはりこれは必要なところを解消していつから進めるべきではないのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○教育部長

子ども図書館の建設は、地元からの要望もあった中で、市の大きな施策として進めているものではございますけれども、本委員会でのご意見なども参考にしながら、今後、また進めていきたいというふうには考えております。

○兼本委員

これは税金でできるんですね。やはりせつかく造るんだったら、ただできたからいいですでは、絶対駄目だと思っています。造ればいいという問題では絶対ないと思いますから、そこをしっかりと考えてやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 10 : 59

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

図書館の整備についてお伺いしていいですか。今度、改修しますよね。改修するとき、今回、図書館について委員会で協議する中で、庄内図書館であったりとかを視察させていただきましたが、庄内図書館にはカウンターとかがついていて、利用者がゆっくりと本を読める、図書館を利用できるような状況ができていました。現状、中央図書館はそういった物がないような形でした。今度、整備する段階では何かそういった利用者がくつろげるような場所というのはお考えなんですか。

○生涯学習課長

現状、中央図書館につきましては、大きな学習室というのは別にございますけれども、図書館内に閲覧とか自由にできるようなスペースが限られているのが現状でございます。そこを改善するために、今度行っておりますコミセン大規模改修事業におきましては、そういう所も整備したいということで設計も進めているところでございます。

また、今回のコミセンの改修につきましては、財源的なものもございますけれども、施設の老朽化、そのあたりの工事を優先して行おうとしているところがメインではございますけれども、今、委員のご意見がありましたように図書館の利用環境を整備することは大変重要なことと考えておりますので、まだ実施の状況につきましてははっきりしたことは明言できませんけれども、関係各課とも引き続き協議をしまいたいと考えているところでございます。

○兼本委員

ということは、そういう場所は設置する考えはおありだと。ただ、その予算の関係上、今回は老朽化対策がメインになってくるということですよ。ただし、もし例えば今回そういったくつろぐ場所ができなかったとしても、今後、造る方向で教育委員会としてはお考えだということよろしいんですか。

○生涯学習課長

今年度や今後も含めまして、カウンター等の設備が必要という認識は十分持っておりますので、財源や予算等の措置ができておりませんので、はっきりした時期等は明言できませんけれども、引き続きそういった方向ができないか、庁内を含めて関係各課と協議をしまいたいと考えております。

○兼本委員

よろしく願いいたします。

あともう一点、学習室を先日視察させていただいたときに、今はいろいろと制約があるじゃないですか。ただ、もうその制約ができた時代と、今というのは大分変わってきているのではないかと思っています。やはり地元の方々、若い世代の子たちがまちの中に多くなってほしい、そのためにも学習室とかそういったものをもっと自由に開放してほしいというような意見も聞いております。前回も要望を出させていただいたような、学習室の利用をオンラインで予約ができないとか、空室状況が確認できないとかいったようなこと、それから、ネットが主流になっている中で、そういったものが自由に使えない制約等があるわけですよ。もう一度、新たなルールをつくるというような考えで、もう少し学習室を開放してほしいと思っているんですが、そのような考えというのは、今はどうでしょうか、お持ちでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、学習室の利用につきましても、利用者のほうからいろいろご要望をいただいているところがございます。その中で、委員が言われますように、特に今の時代といたしまして、PCとかタブレット、スマホもそうでしょうけど、そういう物を利用しての学習というのが主流になってきているのも事実だと思います。

現状の学習室では、特に中央図書館の学習室はネット環境も限られた所でございますし、電源等の措置もできていない状況でございます。そういった設備的な物につきましても、今回のコミセン改修が先ほど申しましたとおり老朽化対応になっておりますので、なかなか今回の工事の中には組み込むのが難しい状況ではございますけど、そういった面も含めて、設備の改修はコミセンの大本の設計の中では、そういった学習室の有効活用を含めた拡張なり改修は考えているところがございますので、こちらにつきましても実施時期等はまだ明言できないところではございますけど、その重要性は十分認識しておりますので、内容等は実施できないかどうかも含めて引き続き協議をしてみたいと考えているところがございます。

あと、学習室のネット環境ということにつきましては、ちょっと学習室は違いますけど、例えば、貸し館の状況につきましてもネットでのオンライン予約等もできない状況でございますので、これもまだ決定したところではないところではございますけども、そういったこともできないか検討しているところがございます。そういったところも含めて、コミュニティセンター、中央公民館の利活用を改善してみたいと考えているところがございます。

○兼本委員

ぜひ、お願いしたいと思えますし、庄内図書館も2階が学習室でできるようになりました。やっぱりここも同じように、子どもたちが勉強する場所がないであったりとか、子どもたちがその場にいるということで元気のいいまちという形になってくるのかなと思っていますし、図書館という所はそういった利用方法というのも昔からあると思っていますので、できれば早めに検討していただいて、実現していただければと思っていますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。子ども図書館整備に係る経過については、先ほど地元自治会等の要望書問題、またそれに先立つのだろうと思いますけれども、2017年2月の市長選挙の折、当選した片峯市長の公約のことなど、さらにその後の子ども図書館検討委員会等について質問がございました。そこで、それについては後ほど資料が提出されるようですので――

○委員長

すみません、川上委員。今、サイドブックスのほうに資料が掲載されましたので、御覧ください。話の途中で申し訳ありません。

○川上委員

今、資料が出たようですので、先に経過について確認したいと思います。

経過の前に、事業費についてどういう見通しを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。8月の閉会中の福祉文教委員会に財政見通しが出されておりますけれども、そこで出されたのが数字的には直近のものになるのでしょうか。

○生涯学習課長

財政見通しの中で上がっている金額が直近の事業費ということでございます。

○川上委員

それは初めて出された数字ですか。

○生涯学習課長

正式な数字として、こういった資料として表に出たのは初めてでございます。

○川上委員

正式でないものが出されたことがありますか。何か議会の質問に対する答弁とかで。

○生涯学習課長

申し訳ございません。言葉があれですけど、数字につきましては財政見通しに出した数字が初めてだと思いますので、ほかではこの金額については概算も含めて申し上げたことはなかったかと記憶しております。

○川上委員

実施設計はもう済んでいるんですね。いつだったんですか。

○生涯学習課長

実施設計につきましては令和5年度中に実施設計自体は完了しているところでございます。

○川上委員

それは、実施設計に係る予算や決算もしたと思うけど、幾らでしたか。

○生涯学習課長

子ども図書館の設計委託でございますけども495万円でございます。

○川上委員

この予算の計上、執行に当たって、子ども図書館の建設について総事業費がどれぐらいかかるかというのは説明がなかったんですか。

○生涯学習課長

実際の設計に当たりましては、概要に基づいて業者のほうで実施設計を行ったところがございますので、この設計が出た後に実際にかかる工事費用等を建築担当部署に積算していただいたところがございますので、この当時は具体的な金額等はなかったのではないかというふうに記憶しております。

○川上委員

子ども図書館整備建築に係る実施設計を495万円でやったんだけど、建設全体の事業費がどれぐらいかかるかというのは考えていなかったということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

設計に当たっての概算費用等につきましては、申し訳ありません、今、資料等を手元に持ち合わせておりませんので、よろしければ調べまして、後ほど回答させていただければと思います。

○川上委員

副市長、そういうことが起こるんですか。総事業費の目安もなく、実施設計の予算を上程し、執行するということがありますか。

○教育部長

いわゆる施設の関係の事業費につきましては、一旦、建築課のほうに依頼をしまして、その上での事業費を試算しているということでございます。今、その数字がちょっと手元にないということでございますので、後ほど調べて回答させていただければということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:16

再開 11:24

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。設計に当たって、子ども図書館全体の概要事業費としまして積算しておりましたものは、金額といたしましては3億8100万円ほどでございます。

○川上委員

それは分かりました。今年8月に財政見通しが示された折にはどうなっていましたか。

○生涯学習課長

財政見通しの中におきましては約4億8千万円でございます。

○川上委員

1年で1億円増えている計算ですか。

○生涯学習課長

先ほどの数字は実際に設計を始める前、令和4年度の状況の数字でございますので、実際には2年ほど経っているかと思えますけど、1億円の増という見込みが出ておるところでございます。

○川上委員

3億8千万円程度から4億8千万円程度に1億円増額している要因は何ですか。

○生涯学習課長

やはり、昨今いろいろところで言われております建築資材の高騰とか人件費の高騰、そのようところが一番影響しているものと考えております。

○川上委員

1億円の増額分について何か根拠的なものが聞けますか。

○生涯学習課長

具体的に高騰の要因といたしましては、工事費の中でも大きいのは建築工事費等が高騰し、その中でも3千万円ほど上がっているような状況でございますので、やはり先ほど申しました建築関係の資材を含めて、一番大きな高騰の要因というふうには考えておるところでございます。

○川上委員

その詳細について資料を出すことができますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:29

再開 11:30

委員会を再開いたします。

○教育部長

詳細の内訳につきましては、中身のほうを今持って来ていないというのもありますし、まだ予算化もしていない部分の中身になりますので、精査をした段階で、公開できる部分、できない部分などをきちんと確認しながら、出せる部分については出していきたいというふうに考えます。

○川上委員

出せるかと聞いたのは、答弁できるかという趣旨だったんですけど。

それでは、財政見通しで令和8年度が4億8千万円で、当初のイメージから1億円ぐらい増加をしていると。備品関係がありますでしょうか。備品関係にかかる費用はどうなりますか。

○教育部長

今、手元にある資料というのが、種類別に申しますと、まず、役務費としまして、確認申請手数料や構造適判手数料、近隣家屋調査に完了検査、上下水検査。そして、委託費としましては、設計業務委託、管理業務委託、石綿事前分析調査。そして、工事費としまして、建築工事、電気工事、給排水設備に空調設備工事という部分、この内訳でしか、今、手元のほうには持って来ておりませんもので、委員がご質問のこのうち備品関係がどこに入っていて幾らぐらいになるかというのは、すぐにはお答えしかねる部分であります。申し訳ありません。

○川上委員

今、教育部長がおっしゃったのは令和8年度予定の4億8千万円の中身を言っているんでしょう、項目的には。

○教育部長

ただいま申しましたのは、令和4年度、一番最初の設計時点での内訳の項目になります。委員がおっしゃられている令和6年度の内訳になりますと、役務費、上水道検査手数料や、委託費で管理業務委託、また、工事費としては建築、電気設備、給排水、空調、こちら辺は一緒なんですけれども、さらにエレベーターの設備工事というのが令和6年度の中には入ってきているような項目になっております。ですので、令和6年度の部分につきましても備品関係というのが、この工事費の中の多分どこかには入っていると思うんですけれども、その分を抜き出して、今すぐちょっと答えかねる部分ではございますので、よろしくをお願いします。

○川上委員

それは令和6年度で大丈夫ですか、答弁は。

○教育部長

先ほど課長が答弁したとおり、これは令和6年度の内訳ということになります。

○川上委員

財政見通しとの整合性はどういうことになるのでしょうか。

○教育部長

今、申しました内訳のトータルが約4億8500万円ということで、財政見通しとの整合性が取れているということで考えております。

○川上委員

財政見通しは令和8年度となっていますけど、その関係はどうなるんですか。

○教育部長

失礼しました。設計の金額をはじいたのが令和6年度ということで、今、委員が申されているのは、財政見通しの中では工事施工が令和8年度ということで工事の実施が落とし込まれていたという具合でございます。

○川上委員

今、その数字を出したのは、令和6年度とは今年度ですよ。6年度に算定したということですか。

○生涯学習課長

令和6年度、今年度にはじいた数字でございます。

○川上委員

備品は分からないという答弁ですか。

○生涯学習課長

備品関係、器具費の関係でございますけれども、これは昨年度、実際に予算要求した段階の数字ではございますけれども、その数字で言いますと、器具費として2010万円ほどの器具費を要求したところでございます。備品関係を含めたところの器具費が2010万円という数字でございます。

○川上委員

政見通しは令和9年度6千万円となっていないませんか。確認してください。

○生涯学習課長

詳細の数字は持っておりませんが、この財政見通しにありますが6千万円の数字につきましては、先ほど申し上げました器具費、それもありますし、それ以外にも事業として考えておりましたところが、子ども図書館の2階に映像体験ブースといった物を造る計画を持っておりましたものですから、そういった物の映像の作成の委託料とか、そういった設備の設置費用、そういった物を全て含んだところで6千万円と。器具費だけではなくて、そういった物の合計が6千万円というところで、財政見通しに上がっている数字や内訳としてはそうなっているところでございます。

○川上委員

科学コーナーに4千万円ですか。

○生涯学習課長

2階に科学の展示ブースとか、映像体験ブース的な物を造りたいという計画を進めておりましたものですから、その映像体験に係る映像作成の使用料とか設備、そういったもろもろに含めて、それにプラス先ほど申し上げました各種備品といった物をもろもろ合わせて、全ての合計で6千万円というところでございます。

○川上委員

財政見通しとの関係でいうと、令和8年度が4億8千万円、令和9年度が6千万円、この2か年度を合わせただけで5億4千万円という数字ですか。大丈夫ですか、これで。

○生涯学習課長

積算する数字につきましてはそのとおりでございます。

○川上委員

この財源は何になるんですか。

○生涯学習課長

こちらの事業費につきましては全て一般財源というところでございます。

○川上委員

その一般財源のうち、地方債、借金はどれぐらい見込んでありますか。

○生涯学習課長

申し訳ございません、起債等を含めて財源の内訳につきましては、細かいところは私どもではちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

財政見通しに記載のことなんです。生涯学習課では分からないと、財源は。教育委員会だからということなんですかね。

○生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり細かい財源の内訳につきましては、申し訳ありません、把握しておりません。

○川上委員

借金をするんですか、この件で。

○教育部長

まず、財源でございますけれども、この件につきましてはの財源として、当初、補助事業が何かないかということで、担当課のほうでもいろいろなところを探しておりました。ただ、補助事業がないということで、そうなれば全て一般財源ということになると。しかしながら、一般財源について何がしかの起債ができないかということで、財政課のほうといろいろ協議を行ってはいたところですが、今、はっきりとこういった財源が使えるのではないかと、これは見つかっていない状況ではございます。

○川上委員

財政見直しを見ますと、元利償還額というのが入っているんですね。そのうち交付税算入額が幾らというのもあるわけですよ。これはどういう意味ですか。

○教育部長

大変失礼しました。確かに委員のおっしゃられますとおり、元利償還額としまして4.8億円に対しまして0.2億円、また、0.6億円に対しまして0.4億円、交付税算入額が0.1億円と0.3億円、この分につきましては確かに起債をかけるような形での設計にはなっているかと思うんですけれども、こういった起債を使うということにつきましては、情報としては把握していないような状況でございます。

○川上委員

これはコミュニティセンター改修に係る借金8億9千万円のことが、この表に書いてあるんですか。

○生涯学習課長

財政見直しにあります令和6年度の推計で上がっております14億円につきましては、子ども図書館ではございませんで、今回の進めておりますコミュニティセンターの大規模改修事業費の内訳でございまして、その内訳として地方債に8.9億円が上がっておりますけど、この内訳につきましては、たしか合併特例債の適用ということで聞いております。

○川上委員

そうすると、令和8年度の4億8千万円、9年度の6千万円については、今のところ有利なものを探しておるけれども、なければ税金で対応するという考え方なんですね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それを踏まえた上で経過的なことなんですけれども、先ほどから、穂波館については颯田館とともに2010年2月に本市図書館条例の別表からこの2館を削除するという条例改正案が議会に提出されて、飯塚市議会において否決された経過があると思いますけど、確認してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

まず、合併後の当初の流れでございますけれども、平成21年11月30日付で飯塚市立図書館颯田館を廃止する議案を提出いたしましたが、その後、平成22年2月22日付で否決と、飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例、颯田館を廃止するための改正条例につきましては22年2月22日付で否決をされたというところでございます。

○川上委員

休憩中に調べ直したところ、私の記憶違いがあつて、2009年、平成21年11月30日提出の図書館条例改正案は颯田館を廃止したいという趣旨のものでした。それは翌年2月22日付で市議会が否決しております。それを確認しました。

ところで、本市は平成18年、2006年に1市4町合併で新しく発足したわけですがけれども、合併に至る法定協議会の中で、それぞれの図書館についての取扱いは協議がなされておったところだと思います。その上で振り返ってみると、2007年6月12日に図書館条例の一部を改正する条例が提出されております。これは5館のうち、飯塚、ちくほ、庄内については指

定管理者に任せたいという趣旨のものだったと思いますけれども、確認してもらえますか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、平成19年6月12日付で、飯塚市立図書館、中央図書館、筑穂館、庄内館の管理を指定管理者に行わせるための議案を提出しているところでございます。

○川上委員

このときに穂波については穎田とともに指定管理者に任せる対象から除外されており、直営となるわけですね。それも確認してもらっていいですか。

○生涯学習課長

穎田と穂波につきましては直営という方針のままでございます。

○川上委員

それでさらに翌年、2008年3月25日策定の飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針では、「図書館・公民館図書室」という項があって、①として、「地区公民館の図書室を利便性の高い施設とすることが前提となるが、核となる中央図書館と地域の図書館2施設、合わせて3施設程度に統合することが望ましい」という記述があります。これは直接的な記述としては方向性の欄ですけど、内容の欄に「図書館（室）は、市民の教養文化の向上及び生涯学習活動の推進にとって、重要な拠点施設となっており、市内には5箇所の図書館（うち、飯塚、ちくほ、庄内図書館3館については、指定管理者制度を導入済）と8地区図書館に図書室が併設されている」という記載があるんですね。したがって、この中では、穂波と穎田がこの施設としては位置づけられていないということになっていると思います。この点についても確認できますか。

○生涯学習課長

平成20年3月25日の基本方針につきましては、質問委員のおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

さらに翌年、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画が2009年2月に策定されております。この中では、見直しの方向として、「①飯塚市市立図書館を中央図書館とし、飯塚市立図書館筑穂館及び飯塚市立図書館庄内館を地域の図書館として存続する」というふうに述べて、さらに、「穎田図書館は、地区公民館の図書室として存続させ、今後のあり方については、読書環境の充実を図ることが必要であることから、利用者や地域住民の意見を聴きながら引き続き検討する。また、穂波図書館については、利用者の利便性や利用実態等を考慮し、平成21年度までに利用者ボランティア団体等の意見を聴きながら、再度検討を行い、方向性を決定する。なお、存続する間は、開館日、開館時間等について検討を行い管理運営経費の縮減を図る。」という記載があります。これは、穎田図書館は図書館としては廃止すると、穂波図書館については廃止について再度検討を行うということだと思いますけど、そのように確認してよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われた内容で間違いございません。そのとおりでございます。

○川上委員

その経過の中で、今の第1次実施計画は2009年2月なんですけれども、その半年後になるのでしょうか、12月議会に、先ほど私の記憶違いが一部あったというふうに言った、市立図書館条例の一部を改正する条例が上程されるんですね。これは穎田図書館を廃止するという議案だったんですけれども、これは先ほど紹介した第1次実施計画どおりの条例改正案となっているわけですね。これは翌年2月22日に市議会でも否決になるんですけれども、実は、先ほど、永末委員が資料要求を提案された地元の自治会等からの要望書は約半年後に、つまり2010年9月17日付で自治会連合会穂波支部支部長、穂波地区公民館連絡協議会会長の連

名という形で要望書が出されています。この要望書について、子ども図書館の希望、要望があるというのが先ほどの答弁でした。この要望書の内容、主な点について示してください。

○生涯学習課長

質問委員の言われました要望書におきましては要望事項が4点ほど挙げられておりますけれども、概略で言いますと、穂波図書館については、飯塚・ちくほ・庄内図書館ほどの施設は望まないが、図書館としての存続をお願いする。3つ目に、穂波図書館は児童書等の割合が多いので、その地の利等を生かして、子ども図書館への移行を希望します。そのほか、方向性の決定についてという形で、いろいろ4点の要望事項が挙げられているところでございます。

○川上委員

4点あるんですけども、まず第1は、穂波図書館については、図書館として存続をお願いしますというのがあるわけですね。これは先ほどから示した、皆さんも認められた経過の中で、いつ廃止されるか分からないと、方向性が決まるか分からないという状況の中で、この要求が1番に上がったものと私は思います。

この3番に子ども図書館への移行を希望するというのが書いてあります。だから、今後の穂波地域の状況のみならず、市全体の図書館に関するサービスの充実を考えた場合は、子ども図書館への移行を希望するということになっておったと思うんですね。

それで、その後、本市として要望書提出者に対して回答したことがあるのでしょうか。

○生涯学習課長

この平成22年の要望書につきまして、以前から事蹟等を確認したところでございますけれども、回答したという事蹟が今のところ見当たりませんでしたものですから、実際にあったかどうか確認できていない状況でございます。

○川上委員

ちょっと先回りすることになりますけれども、穂波館と穎田館はこの間は直営で運営しておったと思いますけど、それで間違いないですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その間に地元の要望書が提出されて、10年後となるのではないかと思いますけど、先ほど質疑がありました総合教育会議での議論ですね。会議録によってどういうやり取りがあったか示していただけますか。

○生涯学習課長

総合教育会議の中におきましては、議題としまして子ども図書館の設置検討というところで議題に上がったところでございます。その議題につきまして当課より概要説明をさせていただいたところでございます。その概要といたしましては、先ほどからも申し上げております、子ども図書館をめぐる合併後からの経過、その他に、現在は市立図書館5館に至っておりますけれども、それまでの経緯を概要としてその中で説明させていただいたものでございます。プラス穂波図書館の管理運営の方向性の内容についてお話しさせていただいて、皆様の議論の中の一つに挙げさせていただいたところでございます。

○川上委員

それが2020年、令和2年の新型コロナウイルス感染の初年度ですね。それで翌年、2021年、令和3年に市長選挙がありました。無投票ということで片峯前市長が再任されるという形になったんですけども、このときの片峯市長の公約に子ども図書館があるということなんだけど、どういうふうに記載がありますか。

○生涯学習課長

前片峯市長の2期目の公約でございますけれども、まず1番として、こどもたちの未来を拓

く教育のまちというのが挙げられております。その中の一つといたしまして、子ども図書館の創設が挙げられているところでございます。

○川上委員

そうすると、総合教育会議の主催者はどなたですか。

○生涯学習課長

主催者は飯塚市長ということでございます。

○川上委員

ですから、市長選挙の前年に片峯当時市長が主催する総合教育会議で確認している方向性について、議論した中身を翌年の市長選挙の公約にしたということになりますか。

○生涯学習課長

時系列で申しますと、流力的には質問委員のおっしゃるとおりだと思います。

○川上委員

ここで確認したいんですけれども、穂波・穎田館の両館を指定管理者に任せる、加えて任せるということにしたのはいつでしたか。

○生涯学習課長

両館を指定管理にいたしましたのは令和5年4月からでございます。

○川上委員

この公約が出されたときは、穂波館は穎田館とともに直営状態ということだったと思うけど、このときにこの2館は指定管理にするという方向性がもう出ていたんですか。

○生涯学習課長

穂波館、穎田館の指定管理につきましては、この片峯市長の2期目の当初にはまだそこまで確定した方針は出ていなかったと思います。

○川上委員

TRCにこの2館含めて5館で契約をしたのはいつでしたか。

○生涯学習課長

契約といいますか、指定管理を結ぶに当たっての基本協定を結んだのが、指定管理に入る直前の令和5年3月15日でございます。

○川上委員

流れは分かってきました。

ただ、皆さんのところで分かるかどうか分かりませんが、穂波館、穎田館を廃止する方向が市民や議会の意向もあって否決され、その後も10年以上にわたって直営できていて、何の不都合もなかったのに、昨年度から指定管理にほかの3館と合わせて5館体制でいきますよという流れの中で、この子ども図書館の整備計画が浮上したということで認識していいですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その間に指定管理者に依頼する仕事の一部として、子ども図書館整備に関して助言をもらうということでしたね。確認してください。

○生涯学習課長

穂波、穎田の指定管理を結ぶに当たりまして、その仕様書等の中で、子ども図書館の整備検討に関して助言するというような形で、指定管理者の業務として明記したところでございます。

○川上委員

子ども図書館検討委員会の設置はいつですか。

○生涯学習課長

当初は令和4年7月でございます。

○川上委員

だから、穂波館と穎田館を指定管理に加える前年に設置されているんだけど、そのときに指定管理者の代表である飯塚市立図書館長が既に検討委員会のメンバーに入っておったということで確認していいですか。

○生涯学習課長

時系列では令和4年7月に検討委員会ができましたので、そのときは館長も委員のメンバーに連なっておりますので、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○川上委員

そこで、そのこととどういう関係があるかは今後、究明していきたいと思いますが、実施設計495万円を行うときには事業費3億8100万円と言っていたものが、その後の見直しの中で、事業費4億8千万円、備品等6千万円を加えれば5億4千万円というふうに、この時期に1億円以上の事業費が増加していることになるんだけど、この因果関係は別として、この事実は確認できますよね。

○生涯学習課長

子ども図書館の事業費につきましては質問委員のおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

ここで、前々回の福祉文教委員会での特別付託案件の審査のときに、私は指定管理者の代表が市立図書館の館長を兼ねるというシステムに基づいて、図書館運営協議会の事務局にも入っているという仕組みについて、4点をさらに明らかにする必要があるということで指摘をしておりました。4点を繰り返すことはしませんが、そちらのほうからどういう指摘を受けたかということを書いて、それに対する答弁を4点続けてお願いしていいですか。

○生涯学習課長

以前の委員会におきまして質問委員のほうからご指摘をいただいた件でございますけれども、図書館運営協議会の事務局に図書館長が入ってしまっているということにつきまして、過去の事蹟等も含めて調べたところでございますけれども、事蹟の保存年限の関係もあり、データも含めて調査いたしましたけど、平成30年度までの事蹟しかございませんでしたので、それ以前の過去の確認までは取れませんでした。過去に図書館長をされてあった方とかに直接聞き取りました状況では、図書館運営協議会に図書館長とかチーフ等が出席したという事実は、確認を取ったところではございますけれども、いつから実際に事務局として取扱いがあったということまでは確認が取れなかったところでございます。

また、指定管理者制度は平成20年度に開始いたしまして、その都度、5年ごとに更新がされているところでございますけれども、全て図書館流通センターに担っていただいたところでございます。ただ、更新があった後につきましても、引き続き、図書館長が事務局として図書館運営協議会に出席するというような状況がずっと続いてきたものと、一部推測もございまして思われますので、その点につきましては前回の委員会でもご答弁させていただきまして、法的に矛盾といいますか、見直しが必要なことだということで、前回の委員会で申し上げましたとおり、来月に予定しておりますけれども、次回の図書館運営協議会につきましては、館長の出席は見合わせているという方向で進めたいというふうに、そういうところで改善をしたいと考えているところでございます。

あと、運営協議会につきましては、実際に図書館長が運営協議会に参加することで、図書館行政を私どもが担っておりますけれども、それが指定管理者のほうでゆがめられたりすることはないのかということでございますけれども、それにつきましても、実際、図書館運営協議会でいろいろと委員の皆様から質問、意見等をいただいた中で、最終的には行政である私どものほうで意思決定をしたところでございますので、そういった問題はないのかと考えているところでございますし、先ほどと答弁が重なるところもございまして、平成30年度以前

も含めまして、推測でございますけど、指定管理者が事務局の欄にそのまま記載されていたと思われすけれども、平成20年度の指定管理者以前、直営の時代から図書館長は事務局サイドとして図書館運営協議会に携わっておりましたので、その流れをそのまま引き継いで、特に疑問にも思わず続けてしまっていたのが原因ではないかというところでございますので、その辺を今後は改めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○川上委員

私の4つの点の指摘の前提は、これまで正しいと思ってやっていたことが、そこまでの問題意識があったかどうかは分かりませんが、図書館法に照らして誤りであったということを確認されたことは重要だと思います。

しかし、このシステムがいつから始まったのか、なぜ始まったのかが分からないということだったんだけど、それはTRCが指定管理者になった当初ですから、2007年からということになるのではないかと思います。

ですから、このシステムが始まったのは2007年の指定管理者制度導入のときからということではないんですか。

○生涯学習課長

私どもの事蹟等がありませんので確定したことは申し上げられないんですけれども、委員の言われますとおり、推測の域を脱しないところはございますが、平成20年度の指定管理導入時からそういったシステムが続いていたと私どもも予想はしておりますけども、ただ、申し訳ありません、重ねてになりますが、確定した事蹟がございませんので、そこは何とも確認ができなかったところでございます。

○川上委員

2007年から17年たっているわけですね。この間、教育長も何人も交代された。そのうち、何人かは市長にもなった。図書館を担当する所管課長も何年おきかに交代して17年たった。人物が変わっているかどうか分かりませんが、飯塚市の図書館長は、立場としてはTRC、大日本印刷のグループ会社の代表が一貫して務めており、そして、法令に反するのではないかと指摘に対して「そうだ」とおっしゃる状況が17年間続いていると。法令違反を17年間続けていて、何の問題はなかったと考えるほうがおかしいんじゃないかと思うけど、こういう考え方はおかしいですか。

○生涯学習課長

これまでの図書館長の在り方につきましては、確かに質問委員が言われますとおり、不備があったことは事実だと私どもも考えているところでございます。ただ、その間に指定管理者によって図書館行政が、先ほどと答弁がダブりますけれども、何か売却されたとか、いろいろやられたとかという認識を私どもは持っていないところでございます。それぞれの当時の所管課、課長等も変わっておりますけれども、TRCとの話もいろいろあったかもしれませんが、図書館行政を担う課として適正に判断されて行ったのではないかと考えておりますので、そこに大きな問題が発生したかどうかと言われますけれども、そこまでの大きな問題というのが起こったという認識は持っていないところではございます。

○川上委員

私は3つ目の指摘について、このシステムによって図書館行政がゆがめられていないかという問いをし、例示的に2点挙げました、図書の選定や予算の執行に当たり。また、2として、教育委員会側と指定管理者側の関係が適正であったかと、人的にも。これについてはどういう調査をしましたか。

○生涯学習課長

図書館行政につきまして、資料の選定、予算の執行につきましても過去の事蹟等を確認する形しかできませんし、当時、指定管理者側も館長を含めてメンバーが変わっておりますので、

なかなか過去の状況まで細かくというわけにはまいりませんでしたけれども、過去の事例とか、いろいろ聞き取り調査をする中でも大きな問題はなかったと感じたところがございますし、もちろん問題があったという事蹟も残っておりませんので、私どもとしては少なくとも指定管理者導入後も適正な図書館行政を進めることができたのではないかというふうには考えているところがございます。

○川上委員

17年間、図書館法違反状態を続けてきたんだけど、何の問題もなかったと思うという答弁ですね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

問題点を指摘する責任は議会のメンバーである私の責任だろうと思います。それで、先ほどそのシステムの下、子ども図書館検討委員会にも指定管理者の代表が入った、館長として入った状態の下で、1、2年の間に事業費が増加したことについて事実を示しました。

それで、子ども図書館については大丈夫なのかということなんです、第3の視点との関係で。それで、子ども図書館整備計画について、TRCは助言を行う責任があったと思いますけど、どういう助言がありましたか。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会の中におきまして館長の発言はさほど多くはございませんけれども、一覧表にも挙がっておりますけれども、こどもの児童書関係だけではなく広く一般書も含めて、例えば、蔵書の構成を増やしてほしいとか、こどもだけではなく、いろいろな一般の方も含めて様々な年齢の方が利用できるようにしてほしいといったご質問もあったところがございます。そういったところにつきましては、図書館長からのご発言もあったところなんです、子ども図書館となりまして一般の方が利用できないわけではございませんし、一般書の蔵書は確かに数は少なくはなりますけれども、ほかの図書館から子ども図書館で予約等を行うことによって貸出し等を行うことができますと、そういった実際に図書館を運営する立場からのご意見もいただいたところがございますので、そういったところは私どもの考えと同じでございますし、そういったいろいろな発言をいただいたところで図書館の検討委員会は館長に引き続き出席をいただいたところがございます。

○川上委員

検討委員会での発言、役割については後で聞こうと思っただけなんですけど、子ども図書館について指定管理の仕様書で助言をする立場にあるわけでしょう。どういう助言があったのかということを知りたいわけなんです。

○生涯学習課長

実際に子ども図書館検討委員会の中におきまして、先ほどダブるところもございますけれども、具体的には、中高生がいることで小学生が利用しづらいとか、図書館内に飲食スペースはあるのかとか、閉架書庫の関係といったところの意見も出たところがございます。そういったいろいろなご意見につきまして、図書館長の発言といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、この子ども図書館は主要なターゲットがこどもであるということでございますので、それ以外の年齢層の方につきましてはほかの図書館でサポートしていくというふうなお考えを示していただきましたこともございますし、子ども図書館に置く蔵書等につきましても、小学生であるとか、それぐらいまでのほうがよろしいんじゃないかといったご提言やご助言もいただいたところがございます。

○川上委員

それらは文書として保存した物がありますか。

○生涯学習課長

子ども図書館検討委員会につきましては、会議録を残しておきまして、本委員会におきましてもたしか提出させていただいたんじゃないかと思いますが、そちらで確認が取れるのではないかと思います。

○川上委員

子ども図書館検討委員会での発言の問題ではなく、仕様書に基づくそれ以外の場での助言、食事をしながらということは余りないと思うけど、助言を求めると言っているわけですから、助言をしてもらっていると思うんですよね、検討委員会以外で。ですから、その記録や保存した物があるのかと聞いたわけです。

○生涯学習課長

子ども図書館検討委員会につきましては、例えば、毎月の定例の調整委員会でありますとかそういった中で、もちろんそういった公の場ではなくてもお話しすることはございますけれども、検討委員会以外の会議録、議事録につきましては確認いたしますけれども、今のところ、たしか残していなかったのではないかと思いますので、今、ご助言として確認できるのはこの検討委員会の会議録ぐらいではないかと思います。

○川上委員

残っていない事態はおかしいですよ。指定管理に出すときに仕様書の中にあるわけですよ。そういった意味では、先ほど図書館行政がゆがめられていないのか、ゆがめられてなくて当たり前なんだけど、例示として①と②と言いましたけど、この子ども図書館の整備に当たっての問題で、それがいいかということとはつけ加えて検討する必要があるのではないかというふうに思うわけですね。

ところで、TRCは全国の図書館のうち、何割ぐらいを責任を負っているか分かりますか、指定管理で。

○生涯学習課長

指定管理の状況でございますけれども、全国全ての図書館数は恐らく3300館ほどだったのではないかというふうには記憶しておりますけれども、図書館流通センターが委託等を行ったのが598館ございますが、そのうち指定管理を受託しておりますのが421館ということでございます。

○川上委員

いずれにしても指定管理ほかによって責任を負っているのが全国の図書館の6分の1ぐらいということですね。

それで、定住自立圏連携の関係で図書館についてどういう取組をしているかということなんですけれども、まず、嘉麻市、桂川町なんですけど、桂川町は直営と聞いております。嘉麻市は4館ありますけど、ここの指定管理者は誰ですか。

○生涯学習課長

嘉麻市の4館につきましても図書館流通センターでございます。

○川上委員

図書館に関しての定住自立圏連携事業について、TRCと本市、または嘉麻市で協議したことがありますか。

○生涯学習課長

定住自立圏の会議につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町の3自治体で会議を行っているものでございますので、その中にTRCが入って会議を行ったということはないと思います。

○川上委員

それでは、資料1で子ども図書館に関する各委員会での意見及び対応についてということが書いてあります。この中に、私が読む限りでは11項目ぐらいが、無理ですとか、あるいは、

検討しますという回答を書いたところがあるんですよ。それについて、その後の検討状況ないし引き続き無理ですということなのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

本日提出いたしました資料1に基づきます対応状況でございますが、まず、できていないといえますか、そのところから申しますと、1ページで言いますと、上から3行目となります。双子用のベビーカー通路の確保という要望が出たことがございますけれども、こちらにつきましては、子ども図書館については間隔を広く取るようにはしておりますが、横広の双子用ベビーカーにつきましては幅も広くございますのでなかなか対応は難しいけれども、貸出用の備品等で対応することができるのではないかとこのところで考えまして、そのような方向で対応したいと考えたところでございます。

その次でございますけれども、靴箱の設置というところでございますけれども、こちらにつきましても、靴箱を置くことによって子どもたちの通行の妨げになるとか、危険も及ぶ可能性もございまして、場所にもよるかと思いますが、そういったところも含めて検討したいと考えたところでございます。靴箱は置かないようにしてしまっても、子どもたちが靴を脱ぐスペースといえますか、靴を置くスペース等は確保することで、靴箱も必要ないのではないかとこの議論もございましたので、そういうところも含めて検討が必要ではないかと考えたところでございます。

次に2ページでございますけれども、上から4段目ぐらいにございますが、学習室の設置及びインターネットコーナーの設置というご意見が出たところでございます。子ども図書館につきましては穂波図書館を改修するというので、限られたスペースでございますので、専用の学習室を造るというのはなかなか状況的に厳しいというところがございます。その代わりといわしてはなんですけれども、2階等にカウンターと椅子を設置する、学習室といえますか、学習席の確保というところで。それ以外にも2階は展示スペース等もありますし、会議室等もございまして、利用していないときは学習スペースとして開放することもできるんじゃないかという形で対応したいと思っております。インターネットコーナーにつきましては、本当にそれが必要な物かどうかも含めて、今後は検討が必要というところで、まだ結論は出ていないところでございました。

あと、その下のほうにございますが、下から5段目、6段目ということになりますけど、様々な対象年齢の本や新聞を置いてほしい。新聞や一般書、雑誌、ファッション誌の設置といったご意見が出た場合もございまして、この辺につきましては、先ほど若干述べさせていただきましたけど、蔵書につきましては、子ども図書館であり、児童書、一般書としての育児書関係は配架しようというふうに考えておりますし、新聞につきましても必要な物ではないかということで設置できるのではないかと。検討中と書いておりますが、設置すべきではないかということで考えたところでございます。それと、一般的に一般書、雑誌、ファッション誌というところは子ども図書館にそぐわないのではないかと思いますので、これにつきましては配架することはないのかなと考えているところでございます。

そのページの下から2段目の項目でございます、パソコン・タブレットを使う学習スペース、Wi-Fi環境の整備でございますけれども、こちらはまだWi-Fiの設置につきましては、Wi-Fiの設置をしてほしいという声もありながら、他の委員会では子ども図書館では親子や、保護者と子どもで本に触れ合う時間にすべきではないかというご意見もあつたりということでございますので、本当にWi-Fiが必要かどうか検討が必要かというところで考えているところでございます。

その下の駐車場の安全確保につきましてもまだ結論は出ておりませんので、穂波地区の関係する関係課と今後とも協議を行うことになるのではないかとこのように考えているところでございます。

3ページからが図書館運営協議会のほうになりますけれども、真ん中の6段目辺り、穂波図書館のターゲットの年齢を広げてほしいということで、先ほど申し上げましたとおり、蔵書についてはスペースの関係上、難しいというふうに結論づけたところでございます。

また、子ども図書館は小学生の居場所となる子ども図書館となつてほしいというところで、確かに1階を含めて就学前のお子さんが中心のようなイメージもございますけれども、2階に科学・情報分野といった展示ブースを設けることも考えておりますので、小学生を含めたところの利用もできますし、もちろん一般の方も十分利用ができるかと考えておりますので、そこは対応できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

あとは、先ほどと同じWi-Fiやタブレットの関係、駐車場の安全確保の関係が図書館運営協議会でも出たところでございますし、あと、4ページは本委員会のこれまでの主要なご要望だけを列記したものでございますが、図書館の安全性というところで、1階、2階にカウンターを設置して司書を置くことによって見守りを行い、安全性を保てるのではないかとということ、駐車場の安全性につきましては先ほど同様で、関係課と協議が今後必要かなというところでございます。

いろいろな事業の複合化といったところも検討はできますけれども、スペース的に新たなハードとして設備を設けるのはなかなか難しいところでございますので、できる範囲がどこかというところで、必要な事業等を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○川上委員

子ども図書館の整備についてはなお慎重に検討すべきところがあるのではないかと思います。その1つ目の視点としては、こどもたち、市民のニーズがどうかという問題ですよ。

それから2つ目は、市の基本方針との関係で整合性が図られているのかと、当時の市長が公約に掲げて、無投票で当選したから基本方針と同じだというわけにはいかないと思うんですよ。その点で言えば、2点目としては、市の基本方針との整合性を、経過を振り返りながら明らかにする必要があると思います。

3点目としては、事業費の問題を挙げる必要があると思うんですね。

それで、私としては執行部に経過については、先ほどの質問は私のほうが直前に議会事務局の皆さんに協力していただいて、サポートしていただいて、確認していく形だったんですけども、子ども図書館整備を進めるという立場であれば、あるいは検討するという立場であれば、合併協定項目の中で図書館がどういうふうに協議されておったのかということまで遡って、基本方針との整合性を確認していく必要があるのではないかとこのように思います。機会を捉えて、その成果は委員会に報告してもらいたいというふうに思います。図書館のほうの質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 13:59

再開 14:09

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○高齢者支援課長

提出資料の「飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取組」についてご説明させて

いただきます。

資料1ページをお願いいたします。総合相談業務では、虐待を含めた高齢者に関する相談窓口として、地域包括支援センターによる総合相談業務について記載しております。本市においては、地域包括支援センターを市内全域に11か所設置し、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関につなぐことで、介護負担の軽減を図っています。各包括支援センターに寄せられる各種相談の件数は増加傾向にあり、総合的な相談、福祉サービス、介護サービスに関する相談が約6割を占めております。

次に、相談、通報等による対応について、虐待等に係る相談・通報に関する通報件数及び虐待の認定件数を記載しております。各件数の増加については、一面的には虐待行為自体の増加が原因であるとも取れますが、高齢者虐待の性質上、虐待行為の発覚には市民の方や福祉事業者等からの通報がきっかけとなることから、地域における虐待に対する認識の深まりや包括支援センターが地域における相談機関としてより広く認識され始めていることが実数に表れていると考えられます。

次に、資料2ページをお願いいたします。虐待予防に関する周知や啓発についてです。高齢者支援課では市報に「地域包括支援センターだより」を年4回掲載しており、そのうち、1回は高齢者虐待に関する情報の掲載及び相談窓口の紹介を行っています。虐待は知らず知らずのうちに発生していることも多く、高齢者や養護者が虐待であるという自覚を持っていない場合があります。そのためにも住民一人一人が高齢者虐待に対する認識を深める必要があります。

次に、認知症への理解・対応についてです。虐待は、高齢者の尊厳を侵す行為ですが、高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこでも起こり得る身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者、家族等にとっては、親や配偶者が認知症になった場合に、その事実を受け入れることができなかつたり、あるいは認知症によって引き起こされる症状に対してどう対処してよいか分からないなど、不安や混乱を招きやすい状況があります。また、認知症の高齢者にとっても、養護者の言うことが理解できなかつた場合によっては、たたいたり怒鳴るなどしてしまふこともあります。そのようなことから虐待が発生する原因の一つとして、養護者の認知症への理解不足が挙げられます。そのため、本市においては、そうした認知症への不理解を解消し理解を促進する観点から、認知症ケアパスとして「あんしんパス いづか」を作成、発行し、配布しております。

また、その他に認知症への理解を促進する対応といたしまして認知症サポーターの養成講座を行っております。こちらについては前年度、講座を41回開催し、1194人の受講者がございました。なお、これまでの受講者延べ人数については1万3503人となっております。

次に、資料3ページをお願いいたします。認知症への理解・対応の部分で、認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場所であるオレンジカフェ、認知症カフェ設置数の推移を掲載しております。その他、市報や市ホームページ等を活用し、飯塚記念病院や認知症の人と家族の会いづかななどの関係団体が開催する認知症に対する知識の普及啓発のための各種イベントや研修会の周知啓発に努めています。

次に、高齢者及び介護者の在宅生活支援体制については、飯塚医師会への委託事業として多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、それぞれのスキルアップを図り、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図っています。

以上、簡単ではありますが、資料の説明を終わります。

○介護保険課長

高齢者虐待防止のうち、介護保険課からは介護保険施設等に向けての取組について提出資料

の説明をいたします。

資料の2-2をお願いいたします。市内介護保険施設における虐待認定件数の推移です。令和5年度の虐待に限らず受け付けた苦情相談の受付件数66件の中で、虐待の疑いがあった件数が5件あり、そのうち3件を虐待と認定いたしました。類型別には、重複した件数となりますが、身体的虐待2件、介護・世話の放棄・放任、いわゆるネグレクト1件、心理的虐待1件で、令和3年度が経済的虐待1件となっております。

このような状況の中、予防の取組といたしまして、介護サービス相談員派遣事業を実施しております。相談員が施設を訪問し、直接、入所者、利用者の話を聞き、その方々とサービス提供事業者の橋渡し役となることで、虐待の早期発見と防止につなげていくものです。令和5年度は施設52か所に対し607回派遣いたしました。

その他、虐待防止に向けた取組といたしまして、様々な機会を捉え、事業所に対する研修、啓発を行うようにしております。

集団指導は、市が指定する事業所に対し年1回実施するもので、今年度7月の集団指導では、高齢者虐待防止・身体拘束についての研修を実施いたしました。

次の虐待防止に関する研修会について、今年度は11月に介護保険施設事業所を対象とする高齢者虐待防止研修会を開催する予定です。

定期的に現地の事業所に出向いて実施する運営指導においても、書類及び職員への聞き取り等により、各事業所がどのように虐待防止に取り組んでいるかを確認しております。

国においても高齢者虐待防止の取組が強化され、令和6年度介護報酬改定にも反映されています。虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の開催など4つの措置がございしますが、これらの措置が講じられていない場合には、基本報酬を減算することとされています。

認知症介護基礎研修の受講については、令和3年度の報酬改定で義務化されていたのですが、経過措置期間が終了し、受講が必須となっております。

最後に、本市の条例においても、市が指定する事業者に対し、「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない」と規定しております。

以上で資料の説明を終わります。

○社会・障がい者福祉課長

提出の案件につきまして、資料の説明をいたします。

2ページを御覧ください。障がい者虐待防止センターは、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町で設置しており、飯塚圏域における障がい者虐待の対応件数等の推移について記載しています。令和5年度につきましては通報件数が23件、対応件数が87件、虐待認定件数が5件となっております。また、令和6年8月末現在では通報件数が16件、対応件数が89件、虐待認定件数が3件となっております。

3ページを御覧ください。飯塚市における障がい者虐待の対応件数等の推移について記載しています。令和5年度につきましては通報件数が15件、対応件数が67件、虐待認定件数が4件となっております。また、令和6年8月末現在では通報件数が8件、対応件数が76件、虐待認定件数が2件となっております。

4ページを御覧ください。飯塚圏域における障がい者虐待の予防に関する取組を記載しています。障がい福祉サービス事業所等の従事者による虐待を防止するため、障がい者虐待防止センターと連携して、飯塚圏域内の事業所に対して障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、県が実施する障がい者虐待防止に係る研修に参加するよう要請しております。令和5年度は5事業所で研修を実施しております。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて障がい福祉サービス事業所等の従事者を対象とした研修会を実施しました。障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待

を見つけたときは行政、または障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導しています。令和6年度の参加者は障がい者支援施設が32人、障がい福祉サービス事業所31人、児童通所事業所24人、相談支援事業所等が21人、合計108人の参加がありました。

次に、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会、子ども部会の取組について記載しています。10月3日飯塚コスモスコモンにおいて、「こどものトータルヘルスケアを考える会」と題し、病院関係者を講師に迎え研修会を開催しました。福祉、医療、保育、教育等の関係職員等230人が参加されました。

5ページを御覧ください。本市における障がい者虐待の予防に関する取組について記載しています。市内の指定特定相談支援事業所の集団指導において障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待を見つけたときには市及び障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導しました。令和6年度は12月に開催予定としています。

6ページ以降につきましては、令和6年2月開催の本委員会提出資料と同じ内容となっております。参考に添付しており、説明は省略させていただきます。

以上でこの資料についての説明を終わります。

続きまして、今回、「重層的支援体制整備事業における虐待の対応について」という資料を提出しておりますので、その説明をいたします。

提出資料の1ページ目は、重層的支援体制整備事業の全体層をまとめた図となっております。今回のテーマであります虐待の予防・対応について関わる部分は、図の左側の多機関協働及び重層的支援会議の部分です。実際に事業を開始するのは令和7年度ですが令和5年度から準備事業として、この部分を中心に各相談機関の連携と模擬の重層的支援会議及び支援会議を実施してまいりました。

その模擬会議で取り扱った案件の中で、虐待の疑いがあるものも見られ、それをまとめたものが、資料2ページの「飯塚市重層的支援体制整備事業に伴う移行準備事業における虐待への取組」という表でございます。上段の枠内には模擬支援会議、下段の枠内には模擬重層的支援会議とし、枠内の左側から年度別、当事業の該当ケースとして受け付けた件数、模擬支援会議、模擬重層会議の開催回数、受け付けた件数のうち、虐待の疑いがある件数、関連する分野、虐待の内容、被害者の分野を記載しております。なお、令和6年度につきましては、10月31日時点として記載しております。

まずは、模擬支援会議の実施状況について説明させていただきます。令和5年度の実績としましては、当事業の該当ケースとして2件を受け付け、この2件について支援会議を7回開催しました。2件のうち1件が、子が母に対し、暴力行為、虐待の疑いがあるものとして把握しております。当事業において関連する分野としましては、こども、高齢、障がい、生活困窮の分野であり、被害者の分野としましては、高齢分野となります。

令和6年度の現在までの実績としましては、当事業の該当ケースとして5件を受け付け、この5件について支援会議を7回開催しました。5件のうち1件が、子が母に対し、年金搾取、介護放棄の疑いがあるものとして把握しております。当事業において関連する分野としましては、高齢、障がい、生活困窮の分野であり、被害者の分野としましては、同じく高齢分野となります。

次に、模擬重層的支援会議の実施状況について説明させていただきます。令和5年度の実績としましては、当事業の該当ケースとして受け付けたものは無く、令和6年度は1件を受け付け、この1件について模擬重層的支援会議を1回開催しましたが、この中では虐待の疑いがあるケースはありませんでした。

最後に、3ページから6ページまでにつきましては、市民の方へ当事業を幅広く知っていただくため、令和6年8月上旬に隣組回覧を実施しましたチラシでございます。同じ物を市のホームページにも掲載しており、必要に応じて閲覧やダウンロードができるようにしています。

以上でこの資料についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

説明ありがとうございました。ちょっと、今、養護者による虐待、高齢者施設での虐待、それから障がい者虐待の予防、全部予防なんですけど、この部分というのは、飯塚市だけで決めることができるんですか。県との絡みとか、国との絡みとかといったときに、どの辺まで飯塚市として、全部がこういうことをしたらどうですかといったときに、例えば、それは県の判断じゃないと分かりませんというようなことがあるんでしょうか。それとも飯塚市のほうで独自に予防対策というのは全部決めていくことが可能なのか。その辺りはどうなんでしょうか、全ての予防において。

○高齢者支援課長

法的にいろいろと決められているのは別として、いろいろな周知啓発とか、包括支援センターへの業務の委託の部分とか、連携とかは市独自でやっている分があります。それと多職種の方で医師会の分もありますし、その分についてはもう市と関係団体との協力関係にありますので、それは独自でやっていけると思います。この認知症の分のケアパスとかについても、市独自のケアパスでありますし、中身の内容についても市のほうで吟味して載せる内容を決めておりますので、その辺は特段の制約というのではないかと思います。県とかに合議する部分はあるかと思うんですけど、基本、予防という部分に関しては、市の裁量がほとんどだと思います。

○社会・障がい者福祉課長

基本的には障がい者のほうも対応については県との連携になりますが、予防については市になります。ただ、障がい者の場合は2市1町で虐待防止センターを設置しておりますので、実際に入るときは、当然、圏域で関わる人がいる場合には一緒に入ったりしておりますし、この予防策については、この虐待防止センターが中心となって行っておりますので、実質は2市1町で考えているということでもあります。

○兼本委員

では、ちょっと一点いいですか。高齢者施設の虐待の件で、先ほど経済的虐待とおっしゃられていましたよね。1件ありましたと。経済的虐待というのはどういった虐待になってくるんですか。

○介護保険課長

令和3年度の経済的虐待につきましては、要介護従事者が訪問介護で利用者宅を訪れた際に通帳とキャッシュカード等を盗んで、通帳を使ってATMからお金を引き出して盗んだ疑いがあるということでございます。

○兼本委員

それは虐待になるんですか、犯罪ではなくて。

○介護保険課長

例えば、ヘルパーさんで犯罪に係るということであれば、当然、警察のほうに通報はされるんですが、虐待という考え方でいうと、これは県のほうに経済的虐待という報告をさせていたでいるところなんです。

○兼本委員

そうしたら、要介護者の財産を盗みました。これに関して、県に届けなくてはいけないということになると、窃盗とかじゃなくて、虐待ということで届けなくてはいけないということなんでしょうか。

○介護保険課長

県への報告は経済的虐待というところと、もし個別に警察のほうに行って告発をされるということであれば、経済的虐待の中として、こういう形で警察のほうに依頼をしていますという報告になるかと思います。

○兼本委員

なかなか難しいですね。

実は、私の同級生で遠方に行っている同級生とかいるんですけど、親御さんが施設に入られたりということがありまして、なかなかこちらに帰って来れないじゃないですか。親御さんのほうから施設に対する様々なクレームであったりとか、これが虐待に当たるんじゃないかというような形で電話で相談があったりするんです。やはり、いろいろと心配しているんですけども、こちらに帰って来れないからどうしようもできない。そういったことがあって、虐待が行われているか、行われていないか、先ほど、予防のために飯塚市でできるというような話もあったので、これができるかどうかなんですけど、例えば、各施設に遠方で操作できるカメラをつけたらどうですか。部屋ごととか、ベッドごととかに、24時間見えるような、いつでも、どこでも、身内の方が安心して見れるようなカメラ等をつけて、見るというのは、非常に予防としていけるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○介護保険課長

施設の中に市のほうがカメラを設置するということかと思いますが、入居者の方のプライバシーの問題とかもございまして、施設のほうでもともと防犯カメラを設置してある所もありますので、そこのところはすぐにはできるかどうかというのは、うちのほうではちょっとお答えができかねます。申し訳ありません。

○兼本委員

実際につけてあるところがあるじゃないですか。外からスマートフォンで見れるようにしてある施設とかありますよね。そういう所を御覧になられていると、やっぱり、それによって施設の職員さんもしっかりとルールに基づいて働くとか、ほかの人は見えないようにして自分の家族だけが見えるような形にすることだってできると思うんですよ。それを飯塚市がつけるのか、事業所がつけるのかは別にして、例えば、事業所につけてもらうのであれば補助金を出すといった方法もあるかと思いますが、実際にそういった所はもう研修やっていたって分からないじゃないですか。現に、もしそういう虐待等が行われるということを考えると、もっと入り込んで予防策をつくったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、飯塚市内でも多分そういう施設はありますし、ぜひ、一度見ていただいて、検討していただければと思いますが、お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

説明ありがとうございました。介護保険課の資料で、市内介護保険施設における虐待件数の推移なんですけど、令和5年度で3件あったと。そういったところで、その後の対応についてなんですけど、県が判断をして、その後、市が動くということになるのかなとは思いますが、ここで兼本委員の質問にもちょっとつながるんですけども、何かここで県が業務改善であったり、業務停止であったりと言うのかと思うんですが、それに付随して市もここで何かしらの規定みたいなものがつくれるのかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長

例えば、令和5年度の虐待に関しては市のほうから虐待の報告ということで県のほうにさせていただいているんですが、県のほうから特段、改善の指導とか命令とかいうことが出されたというものではございません。

それで、大体、虐待が起こったときには、まず、事実確認ということで施設のほうに入らせ

ていただいて、虐待の状況を確認して、虐待を特定できた方については、何名の虐待が認定されましたというような報告を県に差し上げるんですけども、その後、施設の管理者の方を市のほうにお越しいたきて、虐待があつていますと、認定をしましたというお話をして、改善の計画なりを出していただくようになっています。そこで、虐待の研修をされましたとか、例えば、人数の配置に問題があるということであれば、人数の配置の改善だったりとか、虐待をしている職員の方がいらっしゃったら、その配置替えを施設の中でしてくださいというような改善になってまいります。それで、うちのほうは虐待の終結の判断をするまでは継続的に施設に入らせていただいて確認をするようにはしております。

○藤堂委員

ちょっと一つ教えていただきたいんですけども、虐待があつて認定されたというところで、その後、何か広報であつたり、報道するような形で、市側ができることというのはあるのでしょうか。というのが、虐待があつた所に今後入られる方々というのは、それを知った上で入るのか、知らないで入るのかで、不利益を被る形が全然変わってまいりますので、そこら辺を教えてください。

○介護保険課長

広報というのが非常に難しく、実際に虐待があつたときに、地域密着型の事業所さんであれば、例えば、うちのほうで改善命令まで出しましたということになれば、それを公示しなくてはいけないことになっておりますので、当然、施設名も出ます。その前の改善命令に至らない施設といったときに、実際にまだそこに入居してある利用者さんもいらっしゃるので、なかなか施設名の公表というところが難しい状況にはなっております。なので、うちは公表して名前を出してというよりも、施設の改善をしていただくというのが、やっぱり利用者さんが残っておりますので、大原則になりますので、施設への指導とか、施設の改善に向けた支援を行っているというのが一番でございます。

○藤堂委員

改善のところ、できるかどうかは分からないんですが、監査であつたり施設に行かれていますと思うんですけども、大体、通告して行くのが流れといたしますか、規定だとは思いますが、ステルス的に訪問するみたいなことが可能なかどうかを教えてください。

○介護保険課長

この虐待に関しては、通報があつてということで、事実確認をする場合には、施設のほうに当日の朝に電話をして、施設に今から直接行きますというような入り方をします。そのほか定期的にということであれば、地域密着型等であれば、運営指導の中で市が3年に1回とか事業所のほうに入りますので、その中で確認をしてまいります。

○藤堂委員

大変な作業だと思いますが、よろしくお願ひします。

相関関係と因果関係は全く私も分かりませんが、飯塚市は事業者数が多いと聞きますので、それが虐待と因果関係があるかどうか分かりませんが、相関関係はあるだろうとは思っています。これは私の意見ですが、飯塚市のほうで、県とは別で、何かしら新規の規定だったり、厳しくじゃないですけども、そういうちゃんとチェックできるような形があれば、こういった施設が乱立することもない、少なくともできるかと思っておりますので、これは私の意見として終わらせていただきます。

続いて、障がい児に関する虐待なんですが、ペアレントトレーニングに関して、他市町村で進んでいる所があると思ひまして、今、こどもも減っている中で、特別支援学級の子たちはちょっと増えていたりみたいところで、社会的な構造の変容であつたり、大家族が核家族になって、一緒に住まなくなつてというののあつたり、高学歴になって晩婚化も進んでいて、どんどん増えていっているのかなと私としては思ひますが、言葉はちょっと選びま

すが、こどもに対してきちんと接することができていない。これは自分の戒めになるかもしれませんが、環境ができていなかるところで、親がきちんと見きれていないみたいなどころもあって、昨年、精神科の先生の講座にもありまして、発達障がい、ADHDのところ、ADHDと診断されるけれども実は本質としては愛着障がいのところ、そういう愛着障がいだけでもADHDと診断されてしまっていて、そのままそのルートに乗ってしまうというので、不幸なことも現に起きているというところ、ペアレントトレーニングについてお伺いしたいのですが、これは全体的な話なんです、今日は障がい児のところでお話しできればと思います。

質問ですが、障がい者計画の「第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進」の「1. 早期発見・早期療育の充実」の現状と課題では、「障がい者のある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、家庭に対する障がいの早期発見・早期療育の必要性に関する情報提供や、意識啓発も必要となります」とありますが、本市の場合、どのように情報提供したり、意識啓発を行っているのか、教えていただければと思います。

○社会・障がい者福祉課長

私たちのほうがやるイベントもそうなんですけど、行政以外の方が実施されるものもあります。例えば、ちょっとこの間、うちのほうが障がい者の団体補助金の打合せをするときに、候補になりそうな事業者団体の方たちに来ていただいたときに、自分たちでオンラインのお茶会をしたいということで、そういうふうな広報していただきたいという要望がありましたので、それについてはホームページで広報するなり、そういう形でできるだけ何かイベントがあればお知らせしていくような形を取っております。

○藤堂委員

障がい者としての診断、判断を受けた当時の苦労や悩みというアンケートでは、60%以上の方が障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかったと答えられておりまして、31%の方が具体的な相談相手がいなかったという結果が出ておりますので、具体的な対談相手づくりや、情報提供を継続してやっていくことが大切だと考えておりますので、ぜひ継続してよろしく願いいたします。

次に、先ほどとも重なるんですが、こどもの中でも障がいが見つかったり、発達に注意が必要なこどもについての虐待予防について、本市としてどう考えているのか、教えていただければと思います。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどの資料説明の中でも申しましたけども、自立支援ネットワークというのがございます。その中の子ども部会において、子ども部会ネットワーク班が中心となりまして、今までのところ、事業所の関係者への研修をずっと重ねておりました。それで、今後、一般の方も参加できるものがないかということについては、今から検討していくことにしております。

○藤堂委員

ぜひ検討していただければと思います。こども家庭庁の虐待に関するデータだと、こどもの虐待を防ぐために留意すべきリスクとして、療育者がこどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えていることが挙げられております。こどもの発達についてしっかりと相談できる体制が求められているというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後なんです、他市町村ではこどもに障がいがあったり、発達に不安や悩みを抱える療育者に対して、指示や褒め方などの具体的な療育スキルを獲得することを目指す、先ほど言った「PT」という「ペアレントトレーニング」を行っている所がございます。これまで多くの研究で、ペアレントトレーニングは親の療育スキルの向上、ストレスの軽減、こどもの適用行動の獲得、問題行動の改善に効果があると明らかになってございます。本市でもペアレントトレーニングを行っていくことが虐待の予防につながるのではないかと考えますが、いかがでし

ようか。

○社会・障がい者福祉課長

2市1町で構成します自立支援ネットワークにつきましては、基幹相談支援センターが中心となって行事等を実施されております。ペアレントトレーニングにつきましても基幹相談支援センターの話の中で必要性を認識しておりますので、具体的に時期とか場所とか方法については現実には決まっておりますが、今後、実施に向けて検討していくことにしております。また、これによって虐待予防だけではなく将来的な給付費の削減というのも見込まれることも想定されますが、ちょっとはっきりした効果がすぐに出るかどうかわかりませんが、少しずつそういうふうに変わっていけばいいかなと考えております。

○藤堂委員

ペアレントトレーニングという、私も言葉だけ言うと何かおこがましいですけども、ぜひ、冒頭で述べましたが、周りに大人がいて見ていたところがちょっと見えなくなるといところで、養育者も共働きになって余裕もないといったところで、その社会構造は変えられないかなとちょっと思ったりもするので、こういったところを充実させていって、セーフティネットとして考えていけば、先ほど課長も言われました、最終的には出てくる社会保障費のところも縮小できると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。考え方としては、これはもう障がい児だけじゃなくて、全ての子どもだと思いますので、全体的な目線で見ただければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

次は養護者による虐待の予防に関していいですか。資料では令和3年から令和5年までの相談業務数や相談通報等による対応の数というのをお示しいただいていますが、どれも数が増えていて、虐待件数には令和4年、令和5年と横ばいになっていますけど、令和3年よりも増えていると。この要因というのはどのように捉えられていらっしゃいますか。

○高齢者支援課長

まず一つは、総合相談業務の増につきましては、今、包括支援センターについては、虐待に限らずほかのいろいろな相談もできるというところの部分で、結構、皆さんが地域の包括支援センターのほうに相談に行かれております。その分については、先ほど言いました総合相談とか福祉サービスの関係の間合せが多くなっている状況でございます。それと、その下の虐待通報件数の17件、26件、42件は、先ほどちょっと説明もいたしましたが、実際に皆さんが虐待に対する認識も深まってきているのかなと。例えば、ご本人とか、受けている側、やっている側が、本来は虐待じゃないと思ってやっても、実際はそれが虐待なんですということ認識が深まれば、外から見ている方も、もしかしたら今まではそう思っていなかったけど虐待に当たるんじゃないかなといった形の部分で、そうしたら、小さなことからすぐ相談していただくような形もありますので、そういった認識が深まっている効果もあっているんじゃないかと思っております。

件数の増加につきましては、やはり虐待の認定件数につきましてはいろいろあるんですけど、当然、高齢化も進んだ中でいろいろな家庭環境の方も増えておりますし、今までなかなか発見できなかったところが発見されて認定になっている部分もありますし、これ以外に横ばいということもあるんですけど、市のほうに虐待の疑いの通報があった分については調査いたします。その分はある程度最終するまでは、結果までいきますので、その分としてこういった形で横ばいにはなっているかと思うんですけど、なかなかこれが目に見えてこないところがあるかと思っております。

○兼本委員

僕は一番最後のところをよく聞きたかったんですけど。その原因というのがあると思うんですよね。原因というのはどういったところになるんですか、虐待の原因は。9件、8件とあるわけでしょう、実際に虐待が。原因というのがあると思うんですが、その辺をちょっとお答えいただければ。

○高齢者支援課長

まず、令和5年度ですけど8件の認定を行っております。その中で、虐待の要件といたしましては、身体的虐待が1件と、養護者による放棄放任が1件、また、心理的虐待1件と、経済的虐待のみが2件とかです。一つはやはり経済的な状況もあるかと思います。収入が少なく、8050問題ではないんですけど、こどもさんがおられて、親の年金を当てに生活をしたんだけど、その年金だけでは生活するのがやっとなら、充実した介護を与えられないとか、それも虐待なりますので、そういった部分でやはり経済的困窮とか、そういった部分も含まれてくるかと思います。

○兼本委員

例えば、ちょっとこれができるのかどうか分かりませんが——。そういった場合に親の年金だけで——。今、言われたのは親の年金で生きていくということでしょう。虐待が起こるのは、それで苦しいから養護者のほうはということなのでしょう。例えば、そういうところを見たときに、生活保護支援とか、市役所としてできることはあると思うんですよね。そういったものはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○高齢者支援課長

そういった虐待の中の要因をまず分析しまして、今言われました経済的なものであれば、生活保護の申請ができるかできないかとか、それとかご本人さん、養護していらっしゃる方が自分で収入を得ることができないかとか、そういった相談とか、そういった虐待をされる側のこともあるんですけど、実際に養護している方の部分のケアについても関係機関と連携して対処するようにしております。

○兼本委員

今、課長が言われたその要因を聞きたいんですよ、私は。要因を聞かなと予防策ができないじゃないですか、議論が。その要因というのは、養護者にとってどういった要因があるのかとかいうのは、担当部課のほうでは分析は出していない状態なんではないのでしょうか。それとも、要因がさっき言ったようにあるわけでしょう、そういった要因というのは大体把握されていて、こういうことが虐待につながるんだというようなことは、もう分析されてあるのかどうかを聞きたいんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:55

再開 15:04

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

先ほどの要因ということで、まず令和4年度、令和5年度の虐待の認定件数は9件、8件とありますので、その中身の内訳をまずご説明いたします。令和4年度に関しましては、身体的虐待のみが1件、経済的虐待のみが4件、身体的、放棄放任、心理的、経済的虐待の中での重複が4件、計9件となっております。令和5年度に関しましては、身体的虐待のみが1件、放棄放任のみが1件、心理的虐待のみが1件、経済的虐待のみが2件、身体的、放棄放任、心理的、経済的虐待の中での重複が3件となっております。特に、経済的虐待とかになりますと、例えば、養護する方が収入がなく、親の年金を当てにして生活をやっていると。そこで、親御さんが介護を受けなくてはならないときに、介護を受けさせるとお金がかかりますので、その

サービスの提供ができる自分で介護をしなくてはならない。そうなったときに自分に関する負担が増えていきますので、その辺で疲れとかからくともあります。逆に、例えば、親が認知症とかであまり認識されていない場合に対しては、親の年金とか通帳のお金を自分の生活に使って搾取する場合もいろいろあります。ということで、やはりそれぞれケースによってはいろいろな状況がありますので、一概にどのケースが多いということはなかなか難しいかと思えます。

○兼本委員

今、答弁を聞かせていただいて、身体的虐待の部分に関してはどういったケースがあるのかというのはちょっとあれなんですけども、放棄であったりという、やっぱり経済的な部分というのは非常に関わってくるのかなあというふうに思いました。養護者に対する経済的支援という、さっき答弁をいただいたように生活保護の件がまず一件あると思うんですけども、ここを支援していくという、それ以外に何かあるんでしょうか。

○高齢者支援課長

経済的支援の分ではやはり生活保護の関係が一番多いのかなと。ただ問題は、それでもやはり親の方の年金の額によってはその基準までいかないケースもありますので、そういったところはやはり関係機関と協議しながら、手だてがないかを当然検討はしております。

○兼本委員

一番そこは難しいところですよ。でもどうにかしないと予防になっていかないという本当にすごく難しいところと思うんですよ。もっと前に戻りますけど、相談通報等による対応という中で、関係者を交えたケース会議というふうに書いてありますが、関係者というのは大体どういった方のことを言っているのか教えていただいていた方がいいですか。

○高齢者支援課長

市の高齢者支援課の私とか担当職員と、あとは包括支援センターで相談を受けている方とか、その辺の関係者との協議となっております。

○兼本委員

そうすると、市と包括支援センター、2者という形でいいんですか、関係者というのは。

○高齢者支援課長

あと、その部分でより込み入った話になっていきますと、包括支援職員等の事業所の関係者の職員とか関係者を増やして行って協議することがあります。これも先ほど言いましたが、ケースバイケースといいますか、そのときによって関わり方が変わっていきます。

○兼本委員

そうすると、養護者による虐待に関しては、介護サービスを受けてある方とか、そういった方がメインになる。それとも、そうじゃない方も含まれるのかというのはどうなんでしょうか。

○高齢者支援課長

介護サービスを受けていらない方も含まれます。

○兼本委員

そうすると、恐らくやっぱりその養護者のご苦労というののもかなりあるんだと思うんですよ。例えば、その養護者を支援する対策というのは現状で何かあるんでしょうか。

○高齢者支援課長

特段、今はこれといって策はないかと思えます。すみません。

○兼本委員

そうですね、予防でやっていくというとか何かしらやっぱり支援もしていかないといけないのかなと思うんですけども、市と施設、それから包括支援センター、あと養護者、養護者がもう大変なときは支援ができないとなって、そこから虐待につながるおそれというのはあるわけですよ。養護者の要因というのは経済的であったり、様々な要因があるんですよというお話で

すよね。そのあたりを本当に予防していこうと思うと、これはどういったものがあるのかというところから検討していかないといけないのではないかと思うんですが、そういったことを検討することは可能なんですか。

○高齢者支援課長

例えば、養護者と養護している方がおられたときに、仮にお金がある方とかで、介護が大変だから施設に入れましようとなったときに、残った養護していた方のことも関係機関と両方のケアも考えながら対応はしていくんですけど、なかなか策というか、いろいろなケースがありますので、その都度、その都度関係者と話しながら対応している状況であります。

○兼本委員

そうすると、対応して行って、虐待を解消するということはできているのでしょうか。

○高齢者支援課長

通報のあった分とか相談があった分については解消するまでは市も関わっていきますし、関係者も関わっていきますので、途中でもう見れないとかそういったことはありませんので、最後まで見届けるような形をしております。

○兼本委員

そうすると、まだこの中で継続して支援されている件数というものもあるということですよ。

○高齢者支援課長

ここに挙げているケースにつきましては終結といいますか、解決しております。

○兼本委員

そうすると、そこは問題点がもう解消されたということでもいいのでしょうか。その後の観察とかいうのは行われていらっしゃるんですか。

○高齢者支援課長

その後につきましては、関係機関や包括支援センターのほうとかが定期的に見守りをやっていらっしゃると思います。

○兼本委員

そうすると、今のところは経済的虐待であったりとか、そういったものも虐待支援を行うことによって虐待が解消された。全部解消されているんだということで、取りあえずは解決しているということでもいいんですよ。

○高齢者支援課長

ここに挙げている件数につきましてはそのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほどから質問があり、答弁があって、聞きたいと思っていたところもかなり出ておるんですけど、高齢者、それから障がい者、それから子ども、児童の各分野において、現在、虐待を受けているというふうに市が判断ないし認定して、保護をどうしようかと考えている方々の人数がどうなっているか、お尋ねしたいと思うんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

私のほうは資料の3ページに出しておりますけども、実際の通報件数と認定件数ですが、令和4年度につきましては通報件数12件で、認定件数2件、それから、令和5年度が通報件数15件で、認定件数4件、令和6年度は現在、通報件数8件で、認定件数2件となっております。

○高齢者支援課長

高齢者支援課のほうで養護者の虐待が疑われるというところの部分で、何かの関係機関と調査とかをやっている分については、はっきりした数字ではないですが、三、四件だったと思い

ます。

○介護保険課長

高齢者支援の中で、介護保険施設の中での虐待ということで、現在、保護を考えている人数というのは今のところはございません。

○こども家庭課長

当課では要対協でケースを管理しておりますので、その推移についてご説明させていただきます。今年度4月現在でございますが、要保護児童139世帯、278名でございます。7月では133世帯、263名、令和6年度10月末現在で137世帯、265人、要支援児童につきましては、4月現在で46世帯、92人、7月現在で40世帯、73人、10月末現在で42世帯、67人、また、特定妊婦として、4月では53人、7月末で50人、10月末で43人となっているところでございます。

○川上委員

障がいのある方、手帳をお持ちの方が令和4年度の段階で8686人ということになっていきますね。これ以外にも社会・障がい者福祉課が対応すべき方々もおられるかもしれませんが、さっきの答弁を聞いて分かりにくかったのは、現段階で保護を考えなければならないということで、対応をすべきと考えている人の人数は、現段階、今日の段階と言ってもいいんですけど、何人ぐらいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今日の段階では0人でございます。誰もいないということです。

○川上委員

それから高齢者の場合は三、四人と言われたんですけど、どういうことですか、三、四人というのは。

○高齢者支援課長

いろいろな案件のそういう相談で、私も入っているケースもありますので、そういった中で、確実に三、四件の方は措置するべきかどうか、虐待かどうか、まず、調査の段階の方で、今、そういった相談を受けている方が三、四件おられますということでお答えいたします。

○川上委員

そうすると調査する対象が三、四件ということは、私が質問しているのは、保護の対象としている人は今のところいないということになりますか。

○高齢者支援課長

現時点で確定する数はゼロです。

○川上委員

児童については合わせて332人、特定妊婦の関係では43人ですから、375人が保護の対象になっているという理解でいいですか。

○こども家庭課長

一般的に児相が行う保護の対象ということではございません。うちがケース管理しているところで、見守っている対象ということで考えております。現在、保護をされている件数は、すみません、今、資料として持ち合わせておりませんので答弁を控えさせていただきます。

○川上委員

児童相談所が保護というふうに言われましたけど、その人数は分かるんですか。

○こども家庭課長

今、私は手元に資料を持っておりませんので答弁はできませんけども、戻れば分かるのではないかとは思いますが、すみません、今のところはちょっと持っておりません。

○川上委員

そうすると、今日は福祉文教委員会で虐待予防事業に関する質問をしているんですけど、今日

の段階で、社会・障がい者福祉課で把握して保護をしなければならないと考えている人はゼロだと。それから高齢者支援課のほうでもゼロだと。介護保険課のほうもゼロですと。児童に関しては先ほど言った332人、特定妊婦の方で43人ということですよ。

それで、この間のことについてお尋ねしますけれども、障がい者関係の施設はどれぐらいありますか。

○社会・障がい者福祉課長

施設というとちょっと特にはないんですけど、事業所の数でいうと、訪問系のサービス事業所が84事業所、それから日中の活動系のサービスが114事業所、居住系は実際に入所されているという形になると思いますが35事業所、それから障がい児の支援サービスは1100事業所ございます。

○川上委員

合計するんでしょう。幾つになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

市内の事業所を全部合計しますと333事業所がございます。

○委員長

333事業所ですよ。すみません、少し大きい声でお願いします。

○川上委員

それで今日提出の資料は令和2年度から5か年度ということで出ていますけれども、この障がい者施設333事業所の変動もあろうかと思えますけど、この間にこの施設で事例が生じておるのではないかという通報があった施設の数はどれぐらいでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:27

再開 15:28

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度と6年度になりますけども11者、施設の数で言いますと通報件数が10件、それから6年度は10者、事業所が2件というふうになっております。

○川上委員

ちょっと聞き取りにくかったんですけど、どういうことですか。この間について言えば、令和5年と6年だけが分かるということをおっしゃったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今、手元に持ち合わせている資料で言いますと令和5年度が10事業所、6年度が2事業所が通報のあった件数ということでありまして。その前のことは、今、手持ちがありません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:29

再開 15:29

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

従事者のいる事業所の通報件数ですが、令和5年度は10件、令和6年度は現在まで2件となっております、それ以前につきましては、今、手元に資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

R5年度が10件、R6年度が現段階で2件ということですね。この10件、2件、について、重なっている件数がありますか。

○社会・障がい者福祉課長

重なっている件数はございません。

○川上委員

この際、せっかくこういう資料をいただいていますので、333施設ごとにこの5年間に一度も通報がなかった所がどのくらいあるのか。あるいは、5年間連続してということはないということが今分かりましたけど、毎年度、通報があっている施設はどのくらいあるのかとか、あるいはないのかとかいう資料があるといいですね。仕事をする上ではそれができないので、実際は手元にあるんじゃないかと思えますけど。それから、今、通報と言いましたけれども、認定ありの施設数はどうなりましょうか。

○社会・障がい者福祉課長

認定をしましたのは令和5年度は3件、令和6年度はありません。

○川上委員

今の答弁は資料と一致しますか。

○社会・障がい者福祉課長

資料は施設の分だけではなく養護者とか使用者についても入っておりますので、そののずれが発生しております。

○川上委員

分かりました。

それで、通報件数に対し、対応件数が令和5年度67件、本年度はもう既に76件でしょう。どういう対応をしているのかということについては、先ほどの兼本委員との質疑の中で少し見えてきたところもあるんですけど、通報があった場合、社会・障がい者福祉課はどういう仕事の仕方をするのか、ちょっと聞かせてください。

○社会・障がい者福祉課長

まず、基幹相談支援センター、立場として虐待防止センターですが、その職員と一緒にコアメンバー会議というのを開いてまいります。

○委員長

その後の対応も教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

そのあとに、例えば、施設の場合であれば入る必要があるかどうかの判断をしていきます。それから養護者の場合であれば、その方の人間関係、家族関係をつかみまして、どういう対応をするかというのを考えてまいります。この場合、うちは2市1町でやっている場合が多いので、ほかの市町村、桂川町や嘉麻市が関わっている問題であればそこも一緒に対応してまいります。

○川上委員

その認定件数は深刻な状態と思うけども、通報があった内容に対して、今おっしゃったような対応を市がしていくという点でいえば、これは急増しているわけでしょう。急増で、増加傾向にあるわけでしょう。これに携わる社会・障がい者福祉課の職員はそれに対応できるように人数が増えていたりしているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

職員の数は今のところ増えておりません。実際に対応しているこちらの職員の数は3名です。あとは基幹相談支援センター、要するに虐待防止センターからは内容に応じて人が来ております。

○川上委員

基幹相談支援センターのほうはメンバー的には増えていたりしているんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

メンバーの人数は変わっておりません。

○川上委員

それでは、高齢者支援課のほうなんですけど、高齢者支援課が高齢者と呼んでいる人たちは、今、本市には何人おられますか。

○高齢者支援課長

10月末現在の65歳以上の方を高齢者と呼んでいますので、65歳以上の方が4万111人となっております。

○川上委員

それで、高齢者虐待との関係でいえば、高齢者支援課と介護保険課の役割分担はどうなっているか、連携はどうなっているか、保護すべき対象や予防すべき対象はどうなっているか、教えてください。

○高齢者支援課長

養護者の部分につきましては主に高齢者支援課のほうで対応しております。高齢者支援係職員と保健師もおりますので、そういった形で対応しております。施設とかになりますと介護保険課と連携いたしまして対応するような形を取っております。

○川上委員

国の法によれば、虐待を受けている方の保護、それから虐待をしてしまっている要保護者の支援という両面があると思うけども、まずは虐待を受けている方の命と人権尊厳を守るという点では保護のはずなんだけど、その役割分担とはどういうふうになっていますか。

○高齢者支援課長

虐待の内容とかによりまして、例えば、居宅されている方については、その養護者と実際介護している方を仮に引き離さなくてはいけない、措置をしなくてはいけないという部分については、高齢者支援課のほうで対応しております。それと、仮に施設のほうでそういった虐待が発見されました。もちろん施設の環境改善とかそういった形になるんですけど、緊急な場合とかでやむを得ず施設からその方を避難させなくてはいけない場合についても、高齢者支援課のほうで措置の事務手続を行っております。

○川上委員

先ほど、現在、高齢者支援課で保護を検討と言ったかな、保護しなければならない対象はゼロ人ですということでしたけど、その認識は先ほどの答弁からいえば、介護保険課とも共有しているわけですよね。ちょっと答弁してください。

○高齢者支援課長

先ほど私が言いました三、四件につきましては、養護者ですのでその分については介護保険課との協議は行っておりません。あくまでも高齢者支援課のほうで対応をいたしますので、施設のほうとはまた違いますので、あくまでもその分は高齢者支援課のみで対応しております。

○川上委員

高齢者支援課のほうで対応しなければならない方は、当初は三、四名と言われたんですけど、問い直したら0人ですという答弁じゃなかったですか、今日時点でという意味で。

○高齢者支援課長

そのとおりでございます。実際に今の時点で措置しなくてはいけないし、対応しなくてはいけない方はゼロです。

○川上委員

注意をしなくてはならないし、調査しなくてはならない方が三、四人くらいという意味合いですね。

それで、介護保険に関わる場所は介護保険課がまずは役割分担し、そして、それを高齢者支援課を包含するという連携ですか。

○高齢者支援課長

例えば、施設のほうで虐待の疑いがあったときに調査をする場合については、介護保険課の職員とそれに高齢者支援課の職員も随行しまして、聞き取りの場合については、施設側の職員の方への聞き取りと中に入っていらっしゃる利用者の方の聞き取りで役割分担をして対応しております。

○川上委員

通報があった場合、事業者を指導するのが介護保険課の仕事で、虐待を受けている方を保護する責任は高齢者支援課が対応するという役割分担ではないんですか。

○高齢者支援課長

そのとおりでございます。例えば、そこに調査が入って、施設から利用者を緊急避難させなくてはいけないという措置の対応については高齢者支援課のほうで事務を行います。

○川上委員

そうしますと、介護保険課が保護しなければならないと考える方がゼロ人ですというのは正確ですか。

○高齢者支援課長

先ほどの三、四件という分はあくまでも養護者の部分で言っていますので、今、対象の方はゼロです。

○川上委員

今、かみ合っていないかと思いますが。要保護者が三、四件というのは分かりました。介護保険課のほうで保護しなければならない方がゼロというのは、介護保険課の仕事としてそういう答弁が正確かと思ったわけです。

○介護保険課長

申し訳ありません。介護保険課のほうで虐待の調査等をしている関係で、介護保険課としてはゼロという形で答えさせていただいたんですが、本来であれば、避難は高齢者支援課が答えるべきところを私のほうが答えているというところで、共有は当然しておりますので、同じ認識でございます。

○川上委員

それで、先ほど社会・障がい者福祉課にお尋ねしたのと流れがちょっと似ていると思うけど、対象となる施設はどのくらいあるんでしょうか。

○介護保険課長

これは第9期介護事業計画のときに把握しております数字になりますが、介護事業所等の施設で395ございます。

○川上委員

395施設について、この間に通報があった施設の数に分かりますか。

○介護保険課長

通報というか虐待ということで、苦情件数ということでは、それぞれ令和3年度から5年度を上げさせていただいて、その中で特に虐待があるだろうという通報が3年度に3件、4年度に5件、5年度に5件ということになっております。

○川上委員

申し訳ない。3、4、5という数字でしたか。最後は5でしたか。

○介護保険課長

令和3年度が3件、4年度が5件、5年度が5件になっております。

○川上委員

これは重なっている施設がありますか。

○介護保険課長

令和4年度と5年度で1件重なっている施設がございます。

○川上委員

それは、改善計画とか出しているはずだけど、それにもかかわらず翌年も通報が発生したということですか。

○介護保険課長

申し訳ありません。ここが継続して令和4年度から5年度という形で継続をしているということで、それぞれの年度で1件ずつの換算をしております。ですので、実際は継続の件数になります。

○川上委員

355施設で13件と見たけど、2件は重なっているの、12件ということでもいいですか、この3か年で言えば。

○介護保険課長

施設等の数でいけば12件になります。

○川上委員

そちらの資料で、令和6年度から遡って過去5年の間に通報があった施設の数というのはどのくらいか、資料がありますか。

○介護保険課長

5年間というのがないんですけども、先ほど申しあげました虐待の通報があった件数というのが、先ほど申しあげました12件になります。

○川上委員

もう少し遡ったらどうかというふうに聞いたわけですが、5年遡ったらどうか。その資料がありますか。

○介護保険課長

申し訳ありません。今、手持ちではありませんが、調べてお知らせすることはできますが、今すぐにはちょっと件数が出ません。

○川上委員

そうすると、介護施設で介護保険課が対応している所が395事業所あり、ここ3か年度で12施設について通報がありましたということでもいいですか。

○介護保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

もう少し遡って見ておく必要があるのではないかと思いますけれども、認定、あるいは判断に至ったという施設の数と同じようにお尋ねします。

○介護保険課長

虐待の認定件数ということで、施設では令和3年度に1件、令和4年度は0件、令和5年度が3件ございます。

○川上委員

そう書いてあるんですけど、この重なりはどうか。

○介護保険課長

重なるところはございません。

○川上委員

分かりました。

そこで、通報があった場合、調査に行きますね。どのように行っていますか。

○介護保険課長

通報があった場合は法に基づく立入り検査等により事実確認を行います。施設等で言います

と、当日の朝に連絡をして、虐待の通報が例えばありましたので今からお宅の資料と施設を調べさせていただきますということで、高齢者支援課と一緒にチームを組んで、施設のほうに入って調査をするようになります。

それぞれ聞き取りということで、職員の聞き取りと利用者の方への聞き取りで、利用者の方への聞き取りは、特に高齢者支援課のほうに保健師の方がいらっしゃいますし、うちの事業所係でいえば主任ケアマネもおりますので、そちらのほうで聞き取ったりとか、あとは必要であれば書類等の確認もさせていただいて、調査になります。

○川上委員

利用者が虐待を受けたかもしれない方を含めた利用者は高齢者支援課が対応する。事業者は介護保険課が対応するということですね。

これは高齢者支援課なんでしょうけど、入所者に対する質問は、どういう内容の質問をするんですか。

○高齢者支援課長

通報を受けた内容のこともありますので、そのときの通報の状況によってはケースバイケースで、聞き取りの内容につきましては今後のこともありますのでお答えを差し控えさせていただきますと思います。

○川上委員

通報から立入りまでどのくらいの時間で入るんですか。

○介護保険課長

通報の内容にもよりますけれども、実際に通報の内容をこちらのほうで協議をして、これが虐待に当たるかどうかというところをまず判断しまして、それから、日程調整なり、チーム編成なりをしてという形になります。通報者の方が特定できてもいけないので、そういう時期とかについてもその時々で話をしますし、例えば、施設を退所されてから通報される方だとか、中にいらっしゃって通報されるかによっても対応が違ってきますので、一概に何日で行けるというところは決まっておられません。

調査をして、例えば、通報された方が施設を出られるまで待つててくださいというお話になれば、少し間を置くことにもなりますし、いろいろ状況によって変わってくるかと思えます。

○川上委員

周りの利用者さんにもお話を聞くんでしょうけど、この方という場合は、その方にも聞くんでしょうか。

○介護保険課長

この方を特定して通報があったという場合も、本人にも確認をします。

○川上委員

それで、ご本人が虐待を受けているということが分からないというようなこともお聞きしましたけど、その場合、虐待の認定というか、判断というのはどのように行っているんですか。

○介護保険課長

例えば、家族の方とかの通報とかで、それなりに家族の方が何かしらの証拠を持ってあったりということであれば、利用者さん本人がお話しすることができなくても、その方を虐待と認定することもあります。施設の虐待の場合というのが、利用者さん本人が虐待されてあるかどうか認定するのが非常に難しいところがあるので、利用者さんにお尋ねしても、Aさんが虐待を受けているということできちんと名前が出てくればいいんですけども、その特定の名前が出てこないこともありますので、特定される利用者さんという場合は特定をしますけども、そうではない方については、施設として虐待がある、ないというような認定の仕方になってくるかと思えます。

○川上委員

今、虐待を受けているかもしれないという方の認定について、介護保険課長が答弁されましたけど、それは高齢者支援課の判断によるのではないんですか。

○高齢者支援課長

先ほど言いましたように、チームに分かれて聞き取りを行います。その結果については介護保険課と高齢者支援課のほうで情報を共有しまして、そこで虐待認定するかしないかを決めております。先ほど言いましたように、本人が受けていることを言えない方については、介護保険課長が言ったように、ほかの利用者の方に何か気づいたことありませんかと聞き取りをすることもありますし、暴力的な通報であれば、聞き取りの場所で保健師のほうで若干体を見せてもらうといったこともやっておりますので、きちんとしたことがあって、認定の部分については情報共有して、認定しております。

○川上委員

通報があります。高齢者支援課と介護保険課が情報共有して、その他もあるかもしれませんが、そして、しかるべきときに立入りに入ります。事業者については介護保険課が対応し、聞き取りをします。利用者については高齢者支援課がお話を聞くわけでしょう。虐待を受けたかもしれないその人にも対応するのは高齢者支援課でしょう。そうすると、虐待があった、なかったかの判断は高齢者支援課がするのではないかと思ったわけです。違うんですか。

○高齢者支援課長

利用者さんへの聞き取りの情報とかの職員採用についての情報もあります。当然、虐待の部分については、やはり職員さんのほうからも聞けることもありますので、全ての情報を総合した上で、その方が実際に虐待を受けているのかいないのか判断いたしますので、高齢者支援課だけで、その方が虐待を受けているか、受けていないかの判断はいたしていません。

○川上委員

介護保険課が事業者に聞き取りをして、職員とは限りませんが、確かに事業者側の者が大声を出したとか、たたいたとか、おむつを替えなかったとか、この方についてそうですという場合もあるかもしれないし、この方にもこの方にもこの方にもという場合があるかもしれませんが、ただ、虐待を受けた側、受けていますという認定は、高齢者支援課ではないかと思ったわけです。一緒に判定していますということなんでしょうか。

認定したら、場合によっては福岡県にも報告するわけでしょう。認定した者の責任で報告するんじゃないんですか。だから、誰が認定したかよく分かりませんと、逆に言えば、誰が認定する必要がないと言ったかも分かんないということになるでしょう。だから認定、あるいは判断の責任の所在というのはどこになるのかと思うわけですよ。どうなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:00

再開 16:11

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

施設の虐待につきましては、虐待の認定につきましては高齢者支援課と介護保険課が共にやっているということで、県の介護保険課に対して、この施設で虐待がありましたという報告をしなくては行けませんので、そのところは介護保険課が受けているところになります。それで、もともと昨年までは高齢介護課ということで、一緒に課でしたので、そこが高齢者支援課と介護保険課に分かれたということで、実際に虐待の案件をどんなふうに進めていくかというところがまだ整理できていない部分もございますので、そのところは委員がおっしゃったように、今後どんなふうにしていくかというのを検討させていただきたいと思っております。

○川上委員

私が聞きたかったところは、こどもを保護すべき場合は、今370人ぐらい、特定妊婦の方を含めているのに、高齢者、障がい者は現在ゼロというわけでしょう。だから、責任を持った認定になっておるのかという問題意識ですよ。そういった点でいえば、今、介護保険課長が答弁されましたけど、認定に責任を持つということは、その方の命とか人権とか安全、尊厳に責任を持つということですから、「うちだけで判断していません」と、誰が判断したんですかということになるわけですね。そういった点では、速やかに役割分担と連携について対応してもらいたい。これは一刻を争うんじゃないかと思うんです。

それで、それを促す意味合いで数字的なことをお尋ねします。入所者質問票がありますね。これは今年度、あるいは昨年度はどのぐらいの聞き取りをしているか、教えてください。

○介護保険課長

こちらは、令和5年度は聞き取り調査件数が117人、そして、県への報告件数ということで8人になっております。令和6年度は聞き取り調査が2人、そして、県への虐待の報告人数ということで、今のところ1人ということで報告をしております。

○委員長

すみません。もう一回いいですか。

○介護保険課長

令和5年度の入所者質問票による聞き取り調査件数が117人、そのうち虐待認定、特定できた方というのが8人になります。6年度は聞き取り調査が2人、そして、県に虐待として認定されましたという人数が1人になります。

○川上委員

今、入所者質問票について、令和5年度は117人からお聞きしていると。そのうち8人について、県に報告したということですけど、聞き取りの117人は分かりますけど、8人につき県に報告したというのは、これは虐待認定できた人数として報告したんですか。それとも、施設の数を報告したんですか、この8は。

○介護保険課長

こちらにつきましては虐待を受けられた方という人数になります。

○川上委員

この8人については本人を特定する形で高齢者支援課と共有しているんですか。

○介護保険課長

こちらの人数を確定するには必ず高齢者支援課と協議をして人数を出しております。

○川上委員

手元に要介護施設従事者等による高齢者虐待について報告例というのがあるんですけど、これのことですか。

○介護保険課長

今、委員がおっしゃった様式で報告した件数、人数になります。

○川上委員

これには2番に、高齢者虐待を受けた、または受けたと思われる高齢者の性別と書いていますよね。ところが、先ほどの話では、認定を受けた方についてというようなことではなかったですか。報告を求めているのは、虐待を受けた、または受けたと思われると書いてあるんですよ。だから、飯塚市から福岡県に報告する中身は認定後の人しか報告していないんじゃないですか、今のやり取りからすると。福岡県が求めているものとは違うもの、幅を狭めたものだけを報告していることになっている危険性はないですか。

○介護保険課長

こちらで報告していますのは、虐待を受けたと思われる方を含めて報告をさせていただいております。

○川上委員

そうすると、これは何のために報告するんですか、福岡県には。

○介護保険課長

こちらの報告については国のマニュアルにも定められておまして、必ず県のほうに報告しないといけないこととされております。

○川上委員

ですから何のために報告するのかなど。先ほどの質問に答弁がありました、県に報告しても、県が何をするかは分からないと、したかも分からないと。何のため報告するんですかと思うわけですよ。虐待を受けて、命や人権や安全が損なわれているかもしれない、あるいは損なわれている人を助けるのは、保護するのは、福岡県ではないという感じですね、それでは。では、飯塚市じゃないですか。

だから、どんなに少なく見ても、この報告書を福岡県に送った方々については、日常的に要保護の対象ではないかと思うのに、先ほどは保護の対象としては0人ですということだったので、ちょっと整理がつかないところがあるわけです。これは県に送ってしまえば、保護の対象から消えるということはないわけでしょう。そここのところは説明ができますか。

○介護保険課長

今、報告している方につきましては施設のほうに虐待認定ということでお話をさせていただいていますので、当然、改善を進めていただいているというところになります。

○川上委員

その方たちはもう飯塚市としての保護の対象からは離れてしまうということになっているわけでしょう、現在、保護の対象がゼロということは。

○介護保険課長

もう改善の報告ということもできていますので、保護が必要だとか避難が必要という方につきましては緊急的にその場で措置をするということにしておりますので、報告をした方については、施設が改善できれば、その場所にそのまま引き続き入所されていても大丈夫というところで、うちのほうは考えております。

○川上委員

この件についてはいずれにしても保護が必要な方かどうか、あるいは虐待の認定ないし判断について、責任ある者が集団の情報を集約し、適切な基準で判断していくように改善を求めたいと思います。

児童虐待防止に関わることについて二、三お尋ねします。まず、要対協の直近の活動状況をお尋ねします。

○こども家庭課長

要対協としての活動状況でございますけども、代表者会議、実務者会議、それと個別ケース検討会議と3層の構造になっているんですけども、数は、代表者会議は年1回、実務者会議につきましては2か月に1度開いているところでございまして、ケース検討会議につきましては必要なときにその都度開いているところでございます。

○川上委員

要対協で個別ケースを扱う場面の対象は何人になっていきますか。

○こども家庭課長

先ほど、進行管理ケースの数を申し上げましたけども、10月末現在では、要保護児童でしたら137世帯265人、要支援児童でしたら42世帯67人、特定妊婦であるならば43人、それぞれの件数を進行管理ケースとして協議しているところでございます。

○川上委員

例えば、今年度に入って検討したケースはどれぐらいありますか。

○こども家庭課長

基本的には実務者会議では全件、協議をしているところでございますので、今申し上げた世帯、もしくは人数というふうに考えております。そのうち、主立ったケースは協議はさせていただいていますけども、全件、見ているところでございます。

○川上委員

その主だったところというのはどれぐらいの件数になりますか。

○こども家庭課長

すみません、実務者会議の資料を今、持って来ておりませんので、件数的には分かりませんが、ただ、受理会議のほうでは319件の協議をしているところでございます。

○川上委員

虐待防止との関係で子ども食堂の果たす役割は大きいものがあると思います。現在、把握しているところを教えてください。

○こども家庭課長

令和6年度におきまして、子ども食堂を定期的を実施する団体に対して運営費補助を行っておりますが、現在、7つの補助金交付団体が各地区において毎月1回程度実施していただいております。

せっかくの機会ですので、ご紹介とともに説明させていただきます。

このほかに子ども食堂コーディネーターであるNPO法人いるかのほうが、子ども食堂を行っていない地区を中心に、11月17日、日曜日に颯田交流センターにて、11月24日、日曜日に幸袋交流センターにおいて、12月1日、日曜日に颯田交流センターにおいて、12月8日、日曜日鯉田交流センターにおいて、12月22日、日曜日に筑穂交流センターにおいて子ども食堂を計画されております。また、飯塚ライオンズクラブによりまして、12月8日、日曜日に穂波福祉総合センターにおいて子ども食堂を実施する計画となっております。

なお、子ども食堂以外において、こども家庭課が把握している分のみですけども、フードパントリーいわゆる食材配布の取組を行っている団体がございます。Children Firstによりまして、11月27日、水曜日に二瀬交流センターにおいて、NPO法人いるかによりまして、12月15日、日曜日に庄内交流センターにおいて実施いたします。以上です。

○川上委員

事業の意義としては、そのほかの面もあろうと思いますが、児童虐待防止・予防という視点から、その果たしている役割について受け止めているところをお尋ねしたいと思います。

○こども家庭課長

子ども食堂におきまして気にかかるこどもがいた場合には、市のほうに報告をいただいているところでございます。その件数におきましては、今、把握していないところでございます。申し訳ございません。

○川上委員

生活保護を受けている世帯の子ども食堂の利用、フードパントリーの利用について、何か制約や制限が新たに生じたりしていないかお尋ねします。

○こども家庭課長

子ども食堂におきましてはそのような制限を設けておりませんし、また、フードパントリーの食材配布につきましては、確か申込み制だったと思います。そのときに条件があったと思います。例えば、Children Firstにおきましては、ひとり親家庭など生活の厳しい子育て世帯の皆様へということで、申込み制という形になっているところでございます。

○川上委員

これまで福祉文教委員会において同じ質問を生活支援課にしました。生活支援課のほうについては何ら問題ありませんという答弁ですよね。子ども食堂ないし食材を配布する事業の担当

課がこのことを明確にしておいてもらったほうがいいかなというふうに思いますので、それはお願いしておきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

さっきの続きですが、高齢者の虐待予防に関してですが、法律でいけば、第15条に専門的に従事する職員の確保というのがあると思うんですけども、この専門的に従事する職員とはどういったことを行うんですか。努力義務で確保するよう努めなければならないとになっていすけれども、この専門的職員というのはどういったことを行うのか、分かりますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:31

再開 16:32:

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

恐らく今言っているのは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条だと思います。これにつきましては、例えば、社会福祉士とか、そういったある程度資格を持った職員の確保に努めなくてはならないという部分だとは認識しております。

○兼本委員

さっきの話でいくと、様々な専門的知識を持った方というのが必要ではないかと思っておりますので、今はいらっしゃるんですか、そういう方が。

○高齢者支援課長

今、高齢者支援課の中で、会計年度の職員の方でありますけど、社会福祉士の方がいらっしゃいます。それと、先ほど言いました保健師の方で今は対応しております。

○兼本委員

ということは、現在は対応されてあるということによろしいですか。

○高齢者支援課長

実際に職員と一緒に相談の分に同行したりとかいろいろやっておりますので、対応しております。

○兼本委員

分かりました。

では次に、第16条で、連携協力体制というのがありますよね。先ほどは11地区の地域包括支援センターという話があったんですけど、要は地域包括支援センターが支援等を行っていくような形になるわけなんでしょう、飯塚市は。そうじゃないんですか。実態の把握とか支援計画とかそういったものをつくっていくのは、飯塚市がつくるか、それとも地域包括支援センターのほうでやっていくとか、そのあたりはどういうふうになっているんですか。

○高齢者支援課長

先ほど言いました地域包括支援センターにつきましては総合的な相談窓口ということで、相談にまず来られるかと思っております。その中で、ケアマネさんがおられたら、その方たちと協議しながら対応策を考えていきますので、全てが地域包括支援センターの方が決定するわけではございません。

○兼本委員

地域包括支援センターがあるわけでしょう。それと飯塚市と一緒に同じ所にあるという形になったときに、第16条ではそこと連携協力体制を整備しなければならないとなっているじゃ

ないですか。これは今、どのようになっているんですか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターでは、相談があったときにはまず自分たちのところで考えていただいて、市のほうに報告等があります。それと、地域包括支援センターの連絡会と言いますか、2か月に1回、市役所に集まっていただいて、その場で協議というか、いろいろな今後の体制の部分とかの協議も毎年定期的にやっております。

○兼本委員

そうすると、飯塚市は地域包括支援センターのみという形になるんですか。例えば、社会福祉協議会とか、民生委員さんとか、いろいろいらっしゃるでしょう。そういう方との早期発見のネットワーク組んだりとか、訪問介護の人たちと連携を組んで通報とか、そういった連携を組むというようなネットワーク的なものというのはいないんですか。

○高齢者支援課長

社会福祉協議会とか民生委員の方、また、自治会とかまちづくりのほうにも見守り活動についての協力依頼等は随時行っておりますし、それに対してきちんとした協定を結んでいるかといえば、今、協定は結んでいないんですけど、協力依頼等は随時行っております。

○兼本委員

そこは整備しなくていいんですか。法律でいくと整備しなければならないとなっているけども、飯塚市は地域包括支援センターがあるからそれでいいということなんですか。第16条の内容はお分かりでしょうか。どういうふうに解釈したらいいのか教えてください。

○高齢者支援課長

今おっしゃるとおり、地域包括支援センター、その他関係機関、民間団体との連携協力体制を整備しなければならないというふうに法に規定されております。地域包括支援センターだけでいいのかということではありませんので、ほかの団体とも連携を結んでいく必要がありますので、その分についてはこの法律の規定にあるような形で整備など、どのような形でちゃんと整備したらいいか、今後、検討したいと思っております。

○兼本委員

先ほどの答弁は、私が質問しました。課長のほうからも答弁がありました。非常に難しい状況であるというふうに認識しています。なので、早急にこういったネットワークづくりとか、そういったものを行っていただいて、もっと分かりやすい形の虐待予防ができるような体制づくりというのを取っていただきたいと思うんです。なので、本当は、今から考えていきますではなくて、早急にネットワークの構築が出来上がるように努力をお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○高齢者支援課長

今、委員のおっしゃるとおりネットワークづくりのことも考えますし、来年度からは重層の関係もありますので、そのあたりと調整しながらやっていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 16:39

再開 16:42

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出があ

っております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和5年度分）について」報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和5年度分）について」補足説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和5年度に実施した教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するため、報告するものでございます。内容については、提出資料の「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により、ご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。1 ページには、はじめに、点検・評価をおこなう目的のほか、飯塚市教育委員会の組織、構成などについて整理しております。

2 ページには、教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況や、3 ページにかけて研修会等への参加状況を記載しております。

4 ページをお願いいたします。点検・評価する事業の対象については、飯塚市教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ主な10事業を対象としています。点検・評価の方法については、事業ごとに、必要性、効率性、公平性の観点からそれぞれの所管課が自己評価を行い、点検・評価の客観性を確保するために、2名の学識経験者による外部評価をいただきました。

この点検・評価においては、各事業の達成度・成果等に応じて、A（達成している）、B（概ね達成している）、C（課題がある）、D（事業見直しが必要）で評価しています。評価結果につきましては、集計表に記載のとおり、A（達成）が7事業、B（概ね達成）が3事業、C（課題がある）、D（事業見直しが必要）と評価された事業についてはございませんでした。

次に、5 ページから8 ページにかけまして、2名の外部評価者による講評をいただいております。今回、点検・評価した各事業について、全体的に適切に事業が実施されているとの評価をいただいております。今後、取組をさらに充実・発展させるため、各事業に対し、様々な課題など、専門的なご意見をいただいているところです。

次に、9 ページをお願いいたします。9 ページからは、評価対象とした学校教育5事業と社会教育5事業の計10事業について、取組施策別評価結果をそれぞれ記載しております。

ここで、主な事業の評価や意見等について補足説明させていただきます。

まず、学校教育から9ページの「英語教育の充実」については、小学3年生から中学3年生までの7年間の円滑な接続と能力向上のための重層的な取組は、評価できる。今後は、不登校児童生徒に対しても、さらに充実した英語学習を行ってほしいとの意見をいただいております。

次に、10ページをお願いいたします。「家庭学習でのICTの活用」について、ICTは、学習内容を定着や習熟させるためだけではなく、学習の個性化として、自分の興味・関心がある課題を追求するための使い方を進めていくことが必要ではないかとのご意見をいただいております。

次に、12ページをお願いいたします。社会教育から、「熟年者マナビ塾の学校支援ボランティアの活用」について、熟年者マナビ塾は、平成15年から行われている伝統ある取組であるが、時代とともに学校を支援する活動も変化している。今後はこの事業を土台として、地域とともにある学校づくりだけでなく、学校を核とした地域づくりの視点で施策を推進していただきたいとのご意見をいただいております。

その他の事業につきましても、ヒアリングにおける評価者2名のご意見をいただいております。各所管課におきまして、今後の事業実施に活かして参りたいと考えております。

次に、16ページをお願いします。16ページから29ページまでは、各所管課において作成しました点検及び評価シートを添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また、取組状況や成果、今後の方向性等を各所管課において自己点検・評価を行ったもので、この内容に基づき、ヒアリングを行い、事業ごとに評価、ご意見をいただいたものでございます。

最後に30ページから巻末まで、参考資料としまして、令和5年度の教育委員会会議に付議した議案等の一覧表を添付しております。この報告書にあります点検・評価の結果につきましては、今後、事業内容の工夫や改善等に反映させ、目標値の見直しを含め再検討し、さらなる事業の充実を図って参りたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財産の取得（小学校教師用指導書）に係る不適切な事務処理について」、報告を求めます。

○学校教育課長

学校教育課から、「財産の取得（小学校教師用指導書）に係る不適切な事務処理について」報告いたします。提出資料に沿ってご説明いたします。

本件は、資料の1に記載しておりますように、他自治体において小学校教師用指導書等の購入に際し、議決を経ないまま購入した不適切な事務処理が行われた事例を受け、本市でも同様の事例について調査を行ったところ、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に反し、予定価格2千万円以上の財産の取得について、議会の議決を経ないまま契約及び支出をした不適切な事務処理が判明したため報告するものでございます。

教師用指導書とは、児童生徒が使用する教科書の教材について、単元の指導案、各時間割りの授業案、補足資料及び教材の解説等が記載され、教師が授業内容の事前理解や授業準備の際に使用する書籍でございます。

次に、契約内容についてご説明いたします。資料の2に記載しておりますように、市内2つの書店と小学校教師用指導書購入の随意契約を締結しております。契約の相手方は、まず1件目が、飯塚市飯塚18番7号、株式会社元野木書店、代表取締役 元野木治比古、取得価格3470万60430円、小学校11校分の704冊を購入しております。契約日は令和6年4月1日でございます。もう1件は、飯塚市忠隈367番地3、太田書店、太田直子、取得価格2524万1040円、小学校8校分、512冊を購入しております。契約日は令和6年4月1日でございます。

次に、不適切な事務処理の原因につきましては、まず、法律及び条例の認識及び理解が不足しておりました。具体的には、市条例では予定価格2千万円を超える不動産、動産の購入については議会の議決に付すこととされているのですが、市条例に規定する動産に指導書といった消耗品が含まれないと誤った認識をしていたことが原因でございます。

次に、これまでの指導書購入に係る契約は取得価格が2千万円未満であったため、前例を踏襲し、関連法律及び条例等の確認を行わないまま事務処理を行ったことが原因でございます。今回の不適切な事務処理を踏まえ、今後の教師用指導書購入に当たって見直した事務処理方法について、資料の4に記載しております。

(1) 教科書採択協議前年度の次年度当初予算編成時に債務負担行為を要求いたします。

(2) 教科書採択年度の指導書予定単価提示を受け、値上げ等により債務負担行為限度額に

変更が生じる場合は、早急に変更要求し、予算を適正な額といたします。

(3) 教科書採択年度2月の市内納入取次供給所決定後、当該供給所と契約、または仮契約を締結し、納入に関する協議を開始いたします。

(4) このうち、購入予定価格が2千万円以上となる物については、3月定例議会に議案を上程いたします。

(5) 教科書採択次年度、使用開始年度の納品後、支出するという事務処理といたします。

なお、今回2件の契約については、遡って有効なものとするため、改めて議会の議決をいただきたく、追認として財産の取得に関する議案2件を12月議会に上程する予定としております。

法律及び市条例の規定に違反し、市議会の議決のないまま不適切な事務処理を行いましたことについて、深く陳謝申し上げます。今後、同様のことが二度とないよう、法令の遵守及び事務処理のチェック機能の強化に万全を期することといたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○光根委員

事例を受けということ、報道自体が5月末とか6月とかにあったと思うんですけども、今日までの経緯についてお聞かせください。

○学校教育課長

他の自治体での同様の不適切な事務処理報道を受け、学校教育課におきましては8月下旬から課内で検討しておりました。しかし、こちらの法律及び市条例の理解不足から、先ほど申しましたけれども、指導書は動産に該当しないと判断しておりました。

9月18日に、総務課法制統計係より本市契約内容の確認依頼があり、再確認の結果、指導書が動産に該当する可能性があるとの指摘を受け、調査を開始いたしました。その後、契約及び支出に関しまして関係課と協議し、今後の対応を含め誤りが確定したのは9月24日となります。

○光根委員

この不適切な事務処理の原因として教師用指導書価格が大幅に値上げとなったとありますけれども、何年かごとに改訂がありますよね。今回の分が大幅に上がったと。前はどのような形になっているか分かりませんが、今回の分でどれぐらい上がったのか。また、どんな理由でこの大幅な値上げがあったのか、教えてください。

○学校教育課長

前回の小学校の教科書改訂は令和2年度にあったんです。これは4年度ごとに、小学校、中学校それぞれ改訂が行われて、それに伴って教師用指導書も購入するということになるんですけども、前回、令和2年度は同じように元野木書店、太田書店のほうから購入という形を取っているんですけども、令和2年度は、元野木書店からは1296万7570円ということで、令和2年度から今年度にかけてプラス2173万8860円の増額となっています。

また、もう一件の太田書店につきましては、令和2年度のときには943万960円だったものが、今回は2524万1040円の増額というふうに、令和2年度から令和6年度で倍以上の1581万80円増額となっています。

この要因につきましては、教科書にデジタル教材がつくことによりまして、この指導書のほうにもデジタル資料が付加することにより、こういった形の増額というふうになっております。

○光根委員

今ありました元野木書店、太田書店ですが、教科書の取次ぎ店はこの2店だけでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○光根委員

いろいろな自治体がニュースになったりとか、おわびの掲載もありますけども、今後、どう取り扱うのか。おわびをホームページに載せるとか、そういう形はあるのでしょうか。

○教育部長

今回起こった次第につきましては、本日、委員会のほうにご報告させていただき、もしかしませんでしたら、明日の朝刊あたりにも載る可能性が大きいとは思いますが。

ご質問の市ホームページでの経過・状況の記載につきましては、関係各課のほうと協議いたしまして、他の状況もありますので、適切に対応のほうをしていきたいというふうを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

小学校教師用指導書というのはどういう物ですか。そこにありますか。

○学校教育課長

そのものは今手元にはないんですけども、小学校も中学校もそうですけれども、教師用指導書というものは、児童生徒が使用する教科書の教材につきまして、単元の指導案や、各時間割り、1時間ごとの授業案、補足資料や教材の解説等が記載されて、教師が授業内容の事前理解や授業準備の際に使用する書籍となっております。

○川上委員

これを割り算すると4万9289円になるんです。元野木書店と太田書店で単価が違うかなと思ったけど一致していますよね。これに消費税は入っているんですか。

○学校教育課長

消費税が入った額となっております。

○川上委員

約5万円する指導書というのはどんな物か、説明してください。

○学校教育課長

基本的なものは、先ほど申しましたように、教科書についての資料といったものになるんですけども、特にデジタルコンテンツというのがついておりまして、例えば、映像によって中身を補完するものとか、音声とかによって中身を補完するもの、もともとは教員が自分で資料を収集してやらなければいけないようなものを、事前に教科書の会社のほうが必要な物を準備しておいて、それを基に教員が効果的な授業を構築するために利用するものというふうになっております。

○川上委員

i P a dみたいな感じですか。紙の教科書なんですか。

○学校教育課長

紙で書籍の物と、クラウド版のデータベースというのがありまして、購入することによって、クラウド版のデータベースを使用できるというふうになっております。

○川上委員

よく分かりませんね。

その指導書というのは紙ベースなんですか。何ページぐらいあるんですか。

○学校教育課長

教科によって違いもあるんですけども、正確なページ数はさっと言えないんですけども、私も学校の教員として使っておりましたが、300ページから400ページぐらいあるかなと思われま。そこそこの厚さの物になります。

○川上委員

指導書は1冊なんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。各教科に1冊ごとあります。

○川上委員

各教科で300ページあるわけですか。何巻あるんですか。

○学校教育課長

基本は各教科1冊です。それが9教科ごとにあります。

○川上委員

小学校の先生は、300ページ掛ける9教科、2700ページのセットをみんなが受け取るわけですか。

○学校教育課長

すみません、先ほど9教科と言いましたけれども、合わせて道徳や生活、保健の教科書もありますので、少し冊数が変わりますけれども、小中学校の教員は各学校に1つの教科書につき1冊ずつ指導書が配付されることになっています。

○川上委員

9冊受け取るわけですね。

○学校教育課長

国語でしたら、小学1年生から小学6年生で6冊、中学校の場合、中1から中3までありますので3冊になります。合計をしますと、小学校の場合は全部の教科を合わせて1校当たり64冊となります。

○川上委員

よく分からないんですよ。

これは、今、9冊とおっしゃったので、9冊を全教員に渡すのかなと思ったんだけど、そういうわけではないわけですか。

○学校教育課長

各学年に1セットずつとなります。学年ごとに学ぶ教科書は違いますので、各学年に1セットずつとなります。

○川上委員

これは取得するための手続はどういう手続になるんですか。

○学校教育課長

まず、教科書を使用する前年度に、今回は令和6年度の小学校の分ですけれども、昨年度中に教科書の発行業者のほうから教師用指導書の予定単価が提示されます。それが10月初旬になります。2月になりまして、納入取次供給所の確定報告が福岡県の教科図書株式会社から報告があります。その後、4月1日に教師用指導書納入に係る物品供給の契約を締結をいたします。以上のような流れでございます。

○川上委員

これを購入する起案はどこがするんですか。

○学校教育課長

学校教育課での随意契約となります。

○川上委員

学校教育課長の判こで起案するわけですか。

○学校教育課長

決裁という形で申しますと、まず学校教育課の担当のほうから、学校教育課長、教育部長、教育長を経まして、副市長の決裁という形になります。

○川上委員

その副市長はどちらの副市長ですか。

○学校教育課長

藤江副市長でございます。

○川上委員

市長の決裁はないんですか。

○学校教育課長

ございません。

○川上委員

どういう理由ですか。

○学校教育課長

事務決裁規程による契約金額によって、この場合は副市長の決裁という形になっております。

○川上委員

どういう事務決裁ですか。

○教育部長

飯塚市事務決裁規程がございます。その中で、今回は需用費の執行になりまして、金額で決裁区分が規定されております。1千万円以上となりますので、この額は副市長の決裁で終わります。

○川上委員

ちょっと意味が分かりませんでした。

1千万円以上ですよ。それぞれ3400万円と2500万円ですよ。上限との関係はどういうことなんですか。

○教育総務課長

1千万円以上というくりがございまして、最終決裁権者については副市長という規定で決まっています。1千万円以上という形で、需用費については1千万円以上は副市長決裁という形になります。

○川上委員

需用費の規定では、市長の判こは要らない、市長が知らないうちに決裁ができるというふうになっているわけですね。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○川上委員

副市長という場合、久世副市長の決裁はあるんですか。

○学校教育課長

ございません。

○川上委員

どういう理由でしょうか。

○学校教育課長

お二人の副市長により職務の権限を分けておりますので、こちらの場合は藤江副市長の決裁となっております。

○川上委員

事務決裁規程ではどうなっているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:16

再開 17:26

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

決裁区分と副市長の事務分担についてご説明いたします。まず、決裁区分につきましては、飯塚市事務決裁規程の副市長専決事項がございます。そちらの第15号に、1件1千万円以上の物品購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関することが規定されております。

次に、副市長の事務分担についてでございます。こちらにつきましては、飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則に基づき、第1条において、副市長の事務分担、市長の職務を代理する副市長の順序等についての必要な事項が定められております。第2条の事務分担等につきまして、副市長の担任する事務は、別表のとおりとなっております。藤江副市長が当委員会を担当するということが規定されております。

○川上委員

2つ紹介がありましたけど、何の関係があるのかちょっと見えなかったんですね。事務決裁規程では副市長となっているわけでしょう。分担した場合は、どちらか一方でいいですよとか事務決裁規程には書いていないわけでしょう。そのことと、役割分担みたいなことを後者で言われましたけど、そこにはリンク性がないんじゃないかなと、この決裁において。どういうことで、どちらか一方の副市長だけでよいという判断をするのかが見えませんが、答弁することがありますか。

○教育総務課長

すみません、再度、確認いたします。副市長の事務分担の規則につきましては、飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則というのがございます。副市長は久世賢治及び藤江美奈副市長がおられます。その中で、第1号から第3号までである中に、議会並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会に関する事務で市長の権限に属するものということで、藤江副市長のほうで事務分担を受けておられます。その中で事務決裁規程に戻りますと、副市長の専決事項ということで、今回案件にあります物品購入に係る参加者の決定に関することが副市長専決事項となっておりますことから、副市長の決裁で完結するという規則とひもづいております。

○川上委員

まず、そのように言うのであれば、事務決裁の中で、副市長の読替規定がその中にあるはずですよ。ただし、何々につき何々、何々については久世副市長、何々については藤江副市長という読替えというか、ただし書がきちんと事務決裁規程の中にないとおかしいですよ。それがいいわけですよ。だから、その事務決裁規程どおりであれば、副市長の専決事項と言ったかな、だから、副市長が決裁しないといかんわけでしょう。一方、分担の話がされましたけど、それは市長権限の分担の話がされていますよね。事務決裁のほうは市長権限に及ばないじゃないですか。副市長の権限の行使なんでしょう。だから、役割分担とはリンクがないのではないかと思ったわけです。

それで、随意契約になっていますね。随契理由をお尋ねします。

○学校教育課長

文部科学省から教科書発行の指示を受けた発行者が教科書供給義務を履行するために、福岡県内においては福岡県教科図書株式会社と教科書供給契約を結んでおり、福岡県教科図書株式会社は飯塚市管内のうち、特定の書店を取次供給所としているためとなっております。

○川上委員

確かに福岡県教科図書株式会社のホームページで確認すると、教科書取扱書店一覧というのがあって、本市においては元野木書店と太田書店となっております。それ自身にも納得はいかな

いんだけど、どういう場合に随意契約ができるというふうになっていますか、契約する場合は。

○学校教育課長

教師用指導書につきましては、児童生徒用教科書の指定取次供給所からしか購入ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的により競争入札に適しないものをするとき」に該当しているからとなっております。

○川上委員

元野木書店はこの住所を確認すれば存在が確認できました。太田書店はネットで調べても私の手では存在が確認できないんですが、あなた方は確認しておるんでしょう。どういうふうになっていますか。

○学校教育課長

元野木書店も太田書店のほうもいずれも指名業者として登録がされておりますので、そういった形で確認をしております。

○川上委員

4月1日に契約書を交わしているんだけど、誰と契約書を交わしましたか、実際に。契約書の交換はどういうふうに行いましたか、それぞれについて。

○学校教育課長

それぞれの書店の方がこちらにおいでいただきまして、契約を交わしております。

○川上委員

6階に来ていただいたということですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

元野木書店の場合はどなたが見えましたか。

○学校教育課長

申し訳ありません。手元に情報がございません。

○川上委員

太田書店の場合はどうですか。

○学校教育課長

太田書店につきましても今ちょっと確認ができておりません。

○川上委員

皆さんは元野木書店に行ったことがありますか。

○学校教育課長

かなり行っております。

○川上委員

この契約に当たってですよ。

○学校教育課長

契約に当たっては行っておりません。

○川上委員

別の機会に行ったことがあるということだと思いますけれども、太田書店には行ったことがありますか。

○学校教育課長

太田書店には行ったことはございません。

○川上委員

契約とは違う場面でも行ったことはないですか。

○学校教育課長

私は行ったことはありません。

○川上委員

誰か太田書店がこの住所にあることを確認した人がいるでしょう。誰が確認していますか。

○学校教育課長

学校教育課内では実際に現地に赴いて確認をしたということはありません。

○川上委員

存在は確認していないんですね。指名業者一覧には載っていると。でも、存在は確認していないということですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 17:38

再開 17:40

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

契約課とは確認ができておりませんが、契約課のほうが指名登録をする際に、確認のために現地には行っていると思われま。また、グーグル上の地図では場所の確認はできております。

○川上委員

2524万1040円の随意契約をするのに、その会社について、現地でどういう経営、営業をしているか確認していないということは確認していいですか。

○学校教育課長

学校教育課としては確認ができておりません。

○川上委員

ということは、指名業者一覧だけを頼りにしておるといふ言い方なんですけれども、この元野木書店の3470万6430円と太田書店の2524万1040円の振り分けはどのようにして行ったんですか。

○学校教育課長

こちらにつきましては、福岡県教科図書株式会社のほうから、この11校と8校と指定がされて、こちらに下りてきて、それに従って契約をしております。

○川上委員

この株式会社の方の言ったとおりに飯塚市は購入するということなんですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

冊数でいったほうが言いやすいけど、元野木書店704冊、それから太田書店512冊、割り切りにくい数字はどうやって決まったか分かりますか。

○学校教育課長

具体的な理由につきましては分かっておりません。

○川上委員

これは、704冊というのは小学校11校分なんですね。だから704なんでしょう。クラス数に近い数字かな。太田書店のほうは8校分でしょう。この8校がどこか教えてください。

○学校教育課長

太田書店の8校につきましては、高田小学校、内野小学校、大分小学校、上穂波小学校、鯉

田小学校、颯田小学校、菰田小学校、片島小学校となっております。

○川上委員

この8校というのはこの間ずっとそういう割り振りなんですか。

○学校教育課長

元野木書店と太田書店の2つになってからはその分け方でできております。

○川上委員

それはいつからですか。

○学校教育課長

令和2年度からになります。

○川上委員

それは誰が決めるんですか。

○学校教育課長

福岡県教科図書株式会社のほうが決定しております。

○川上委員

その株式会社は誰と相談して決めるんですか。

○学校教育課長

具体的にどういった協議をされて決められたかについては分かりませんが、社内で協議をされていることと思います。

○川上委員

「と思います」の前が聞こえなかったんですけど。

○学校教育課長

具体的にどのような協議で決定されているかはちょっと分かりませんが、恐らく社内で適切な協議をされていることと思います。

○川上委員

この6千万円という額も大きいんですけど、それを2つの事業者に分けているんだけど、この株式会社から飯塚市に何か通知が来るんですね、このように分けて発注してくださいと。という通知が来るんですか。

○学校教育課長

2月1日に業者のほうから通知が参ります。

○川上委員

どういう内容ですか。

○学校教育課長

11校と8校の分が一覧表の形になって、通知として下りてまいります。

○川上委員

金額もついてくるわけですか。

○学校教育課長

こちらの通知には金額はついておりませんが、学校の振り分けの通知が参ります。

○川上委員

そうすると、先ほど太田書店のほうで8校は聞きましたから、それ以外の分が11校で、元野木と。学校の振り分けが11校の名前が書いてあるわけですか。8校の名前が書いてあるわけですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、704冊だとか512冊という数字はないわけですね。

○学校教育課長

冊数は記載はされておられません。

○川上委員

この冊数はどこで決めるんですか。

○学校教育課長

学校教育課のほうで、先ほど申しましたように、各学校の学年ごとに1セットという形で計算をして、冊数については決めます。

○川上委員

これは、私は取得価格を704冊で割って約5万円だなど。太田書店のほうも512冊で割って同額でした。その単価を飯塚市はいつ知るんですか。

○学校教育課長

予定単価につきましては10月に分かります。最終的な決定は2月頃になります。

○川上委員

そうしたら、この11校と8校が来た瞬間におおよその金額は分かるわけですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この起案はいつになっているんですか。

○学校教育課長

3月4日に起案しております。

○川上委員

この件については、不適切な事務処理の原因と書いてありますけども、1番、2番となっております。これ以外のことがないというのを証明する責任は皆さんのほうにあると思うんですよ。改めて、資料も別の形で請求して、問うていきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。